自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	１．憲法と平和・生命を守る要求 （２）　政府は、2010年12月17日、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（新防衛計画の大綱）」を安全保障会議決定・閣議決定した。その内容は、これまでの「専守防衛」から「動的防衛力」への転換と非核三原則や武器輸出三原則などの見直しなどを含み、実質的な憲法改正を要するものと考えられる。 　北海道においても、在日米軍の軍事演習や日米合同演習、さらには米艦船の道内民間港への寄港などが繰り返されている。北海道の平和と道民の安全を守る立場から、次の取り組みを行うこと。 ③　陸上自衛隊北部方面隊が、国民保護法に基づく外国からの武力攻撃を想定した訓練を９月に道内五つの離島で行った。地元は「災害対策」、陸自は「有事」としてその認識の違いが露呈した。具体的な危機が迫っているわけでもない道内の離島で武器を持ち込んで有事訓練を行う必要があったのか、また、道の災害派遣チーム（ＤＭＡＴ）も参加したが、ＤＭＡＴの想定は「震度６強の地震」であったはずで「戦闘状態を考慮に入れた自衛隊の訓練とは全くまったく別の内容」と考えるが、道民の命を守る責任のある知事として、どのように考えているのか。
回答要旨	○　国民保護訓練については、地方公共団体はもとより、関係機関においても、それぞれの計画に基づき実施することとされており、訓練に際しては、住民避難等を想定した防災訓練との有機的な連携に配慮することとされていることから、自衛隊における国民保護訓練についても、自治体と連携して実施することが効果的であると認識しています。 ○　また、訓練における武器等の取扱いについては、自衛隊において、訓練実施上の必要性や訓練想定との整合性等を総合的に判断し、住民等の理解を得た上で行なわれているものと認識しています。
指摘事項	北海道には、北方領土という係争中の外交問題があると思いますが、今回の訓練にあたっては、外交問題の解決へ向けてということも考慮して訓練が実施されたと考えているのか見解をお聞かせください。また、「有事」が起こらないように事前にさまざまな対策を行い、「有事」を未然に防ぐことが重要と思われます。近隣諸国との友好をより深く進めることによって、「有事」は未然に防ぐことができるので、今後とも近隣諸国との友好を深める取り組みも実施していただきたい。
指摘に対する回答要旨	訓練は、通常、発生が懸念される危機事案等に対し迅速かつ的確に対処することを目的として実施しており、今回の訓練は、危機事案の未然防止を考慮して実施しているとは認識していません。 　危機管理上の諸対策と外交上の施策とは、危機事象等から道民の生命を守る地方自治業務の両輪として整理すべきものと考えており、「有事」を未然に防ぐための近隣諸国との関係の在り方は、然るべき部署等において取り組むものと認識しています。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　渡部　雅彦　　　　　　　　（内線２２－５５９）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
総務部危機対策局危機対策課

要請項目	１．憲法と平和・生命を守る要求 （２）　政府は、2010年12月17日、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（新防衛計画の大綱）」を安全保障会議決定・閣議決定した。その内容は、これまでの「専守防衛」から「動的防衛力」への転換と非核三原則や武器輸出三原則などの見直しなどを含み、実質的な憲法改正を要するものと考えられる。 北海道においても、在日米軍の軍事演習や日米合同演習、さらには米艦船の道内民間港への寄港などが繰り返されている。北海道の平和と道民の安全を守る立場から、次の取り組みを行うこと。 ④「非核平和条例」を制定し、核兵器廃絶、道内への米艦船等の寄港を拒否することを内外に明らかにし、民間港湾の使用が認められている日米地位協定の抜本改正を求めること。
回答要旨	○　核兵器について、道としては、従来より「非核三原則」が将来に亘って揺るがすことのできない原則であると、考えています。 ○　米艦船の民間港湾の使用については、日米安保条約及び地位協定によりその使用を認められており、これまでも港湾の安全確保や乗組員の規律の厳正な保持について、地元自治体と協力しながら関係機関へ要請してきたところです。 ○　また、「渉外知事会」を通じて「港湾管理条例等の尊重」、「非核三原則の堅持」、「米軍艦船の入港時に関する国からの適切な情報提供」などについて要望してきており、引き続き、国に対し同様な要望活動を続けていきます。
指摘事項	米軍基地が集中し頻繁に米軍がらみの事故が起こる沖縄においては10月22日に県議会で日米地位協定の抜本改正を含んだ意見書が全会一致で採択されました。北海道としても道民の安全を守る立場で日米地位協定の抜本改正を求めていくことが必要ではないでしょうか。
指摘に対する回答要旨	○　在日米軍基地等を有する、北海道を含む１４都道県で構成する「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」（略称：渉外知事会）及び全国知事会として、日米地位協定の見直しや在日米軍基地全体の整理・縮小を国に要望してきたところであり、今後も国に働きかけてまいります。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　浦野　晃司　（内線２２－５５７）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
経済部環境・エネルギー室

要請項目	２．脱原発社会を前提としたエネルギー政策に関する要求 福島第一原子力発電所の事故は、一年半を経過した今も根本的な処理対策も出来ない状態です。しかし、この間残念ながら北海道は脱原発の流れに反して泊原発３号機の再稼動容認など、多くの道民の意志とは異なる対応をしていると指摘せざるを得ません。 また、北海道は、他県に類を見ない「省エネルギー・新エネルギー促進条例」を持つ自治体であり、「過渡的」と位置づけているにもかかわらず「原子力に依存している」と言わざるを得ません。 原子力発電所の事故が北海道で起きたと想定すると、すべての産業に影響を及ぼすばかりか、北海道経済の崩壊にもつながりかねない事態となることが予測できる。一方で、原子力防災計画についても、その範囲に問題があることは明確になっているにもかかわらず、その方針を明確に打ち出していない。 道として、道民の不安の解消と生命と生活を守る視点から、次の課題について取り組みを行うこと。 （１）「省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づく「行動計画」の見直しにあたっては、「過渡的」と位置づけている原子力エネルギーの使用を「いつまで使用する」のか、道民に分かりやすく記述し、新エネルギーの開発・導入にむけ進めること。 また、「行動計画」は、道民に分かりやすい形で公表すること。
回答要旨	○　道民生活や産業活動を支えるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる多様なエネルギー源とすることが重要であり、このため、条例の趣旨を踏まえ、中長期的に持続可能な省エネルギーの実現と新エネルギーを主要なエネルギー源の一つとすることを目指す姿とした新たな行動計画を本年３月に策定しました。 また、道では、行動計画の着実な推進を図るため、本年４月に「関連施策の展開方針」を策定し、各般の施策の効果的な展開に努めるとともに、国の新たな支援策も最大限活用しながら、省エネルギー・新エネルギーの導入促進に取り組んでおります。 ○　行動計画については、策定後、各市町村や関連団体などへの配付や道のホームページに掲載するとともに、１４振興局に設置した市町村などで構成する推進会議において周知を図ってきたところですが、今後とも、様々な機会を通じて道民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。 ○　なお、行動計画の目標数値については、国において、「グリーン政策大綱」や「エネルギー基本計画」などの策定が進められており、こうした国のエネルギー政策の動向を踏まえ、設定することとしております。
指摘事項	北海道は、地熱、風力、太陽光、小水力、バイオマスなど新エネルギー源の宝庫です。また火力発電の燃料の石炭も産出しています。そしてサハリンから近いのでパイプラインにより天然ガスの供給を受けやすいなど新エネルギー政策が展開されることは、道内経済の向上に大変有益です。新エネルギーの導入促進に向け国へ今以上に強く要望していくべきです。

指摘に対する回答要旨	○　本道には、太陽光や風力をはじめ、地熱やバイオマスなど豊富な新エネルギー資源が賦存しており、こうした豊かな資源を活かした取組を加速するため、新エネルギーの開発・導入促進に対する支援や税制上の優遇措置の拡充、さらには、送電網の拡充等への支援措置などについて、国に対して要望してきたところです。 ○　また、海外炭の安定供給に向けた技術移転事業の実施や天然ガス供給等の確保や利用拡大に向けた支援についても、国に対して要望してきたところです。 ○　道としては、道民の暮らしと活力ある産業活動を支えるエネルギーの安定供給を確保するためには、エネルギー源の多様化を進めることが重要であることから、今後とも、様々な機会を通じて国に要望してまいる考え。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　北村　英士　　　（内線２６－１５９）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

経済部雇用労政課

要請項目	３．　男女平等行政の拡充に関する要求 （1）　「せわずき・せわやき隊」の参加促進、ファミリーサポートセンター設置促進事業の、いずれもが予算額ゼロである。保育・介護＝女性の無償労働としての認識しか無いように思われる。ボランティアではなく職業として認識し予算化を要望する。
回答要旨	○　ファミリー・サポート・センター設置促進事業については、 仕事と家庭の両立、とりわけ地域における育児・介護に関する 相互援助活動を行う同センターの設置促進を図るため、 意見交換会の開催、事業内容や設置・運営に対する交付金制度等の周知などを 非予算事業により実施してきました。 ○　道としては、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりは 重要であると認識をしており、 今後とも、事業や関係制度の周知・啓発に努めるとともに、 赤レンガチャレンジ事業によりセンターの設置を検討している市町村へ 積極的に設置を働きかけるなど、仕事と家庭の両立のための環境を整備し、 女性や家事従事者の就業の促進に努めてまいります。
指摘事項	・仕事と家庭の両立支援として１つ、保育所入所待機児童の解消を図らなければならないが、地方でも入所希望児童の低年齢の増加で、保育士もそれに伴い増員を図らなければならないが、慢性的な保育士不足なっている。 有償でも働き手がないのに、無償のボランティアはなお人材が不足しているのではないか。 設置数も２１年度で３５、２２年度で３７と僅かの増加しか見られず、町村の実施が少ない。 補助金についても、基本事業に２２年度２２件、２３年度２３件。病児事業については２２年度６件、２３年度９件で市のみであり、町村にはそぐわないのではないか。

指摘に対する回答要旨	○　ファミリーサポートセンターは、急な残業や保護者の病気の際など、 既存の保育体制では応じきれない 変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、 育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員となって、 地域における育児に関する相互援助活動を行うものですが、 保育施設までの送迎などの援助活動が終了後、 依頼会員（援助を受けたい人）は、 規定の報酬を提供会員（援助を行いたい人）に 支払う仕組となっています。 ○　道としては、今後とも、事業や関係制度の周知・啓発に努めるとともに、 センターの設置を検討している市町村へ 積極的に設置を働きかけてまいります。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　門馬　政司　　　　　　　（内線２６－４５３）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部子ども未来推進局

要請項目	３．　男女平等行政の拡充に関する要求 (1)　「せわずき・せわやき隊」の参加促進、ファミリーサポートセンター設置促進事業の、いずれもが予算額ゼロである。保育・介護＝女性の無償労働としての認識しか無いように思われる。ボランティアではなく職業として認識し予算化を要望する。
回答要旨	○　「せわずき・せわやき隊」は、地域ぐるみで子育て・子育ちを支えるという趣旨に賛同し、主体的に、子どもや子育て中の家庭に対する日常からの声かけや身近で子育て支援を行うボランティア団体を登録する事業であるため、その趣旨をご理解願います。
指摘事項	・ボランティア団体登録の趣旨は理解できるが、団体登録が２１年度３５、２２年度３７と登録数の伸びが少ない。特に人口の少ない町村においては、ボランティアの人材も比例して少ない。増加しない原因を追究する必要があるのでは。

指摘に対する回答要旨	○　「せわずき・せわやき隊」の登録団体数は、平成２３年度末現在で８５団体となっており、ボランティアの人材が少ないことなどにより、現在の登録数にとどまっているところでありますが、道としては、本年度、より登録しやすくなるよう登録要領の改正を行うなどして、市町村や団体に働きかけているところであります。
担当者(主幹)職・氏名	主　幹　吉　崎　仁　司　　　　（内線２５－７５３）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部子ども未来推進局

要請項目	３．　男女平等行政の拡充に関する要求 (2)　町村では、児童館・学童保育の障害児の受け入れ体制が不十分である。障害児を持つ親の負担軽減のためにも、障害児のための研修の推進を要望する。
回答要旨	○　道においては、児童館・児童センターの児童厚生員等及び放課後児童クラブにおける放課後児童指導員ほか教育関係者に対して、道内４ブロックにおいて年２回、教育局との連携により、『学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業研修会』を開催し、子どもとの関わり方や発達障がい等の理解、この他、学習・体験活動等の企画・実施方策や安全管理の方策等についての研修を実施しているところです。 ○　また、この他にも、財団法人 児童健全育成推進財団の主催による、児童館・放課後児童クラブ職員を対象とした各種研修会については、適宜、情報提供を行いまして、研修会参加の機会を提供しているところです。 ○　今後も、教育局との連携による研修会等を通じて、児童館・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ体制の整備に努めたいと考えております。
指摘事項	・障害のある子の入所は増えているものの、補助金の加算や指導員加配がなく、よって現場に大きな負担がかかっている。対策を願いたい。 ・各種研修会への積極的な参加の呼びかけを、お願いしたい。

指摘に対する回答要旨	○　放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れ、専門的知識を有する指導員を加配した場合、この加配に要する経費に対し市町村へ補助しており、補助基準額の改正などについて国に対し引き続き要望しているところです。 ○　今後とも、市町村に対し、制度の周知に努め、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れについて、働きかけてまいります。 ○　また、各種研修会への参加については、各団体主催による各種研修会や教育局との連携による研修会の実施について、児童館や放課後児童クラブの職員に対し周知徹底が図られるよう、各市町村に働きかけてまいります。
担当者(主幹)職・氏名	主　幹　植　村　　豊　　　（内線２５－７５４）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

環境生活部くらし安全局道民生活課

要請項目	３．男女平等行政の拡充に関する要求 （３）道内市町村の男女平等参画・女性に関する条例の制定及び計画の策定は、全道179市町村中、いまだに条例18市町、計画38市町村にとどまっており、行政の立場から男女平等参画を推進させていくためにも、道から市町村に対し積極的に条例制定・計画策定を求めること。
回答要旨	道内市町村における男女平等参画・女性に関する条例の制定及び計画の策定の状況につきましては、平成２４年４月１日現在で、条例１８市町、計画３９市町村となっており、このほか、１２の市町村が条例の制定を検討中、５の市町が計画の策定を検討中であるとの回答をいただいております。 道といたしましては、検討中の市町村をはじめ、条例未制定・計画未策定の市町村に対しまして、今年度は、計画策定のためのパンフレットを作成し、全道１４か所で開催する男女平等参画に関する市町村説明会において、条例の制定や計画の策定について働きかけを行うなど、今後とも支援・協力を行い、市町村の取組が推進されるよう努めてまいります。
指摘事項	・条例制定の推進が始まって10年余経過している中で、今でも条例や計画を検討していない市町村に対して、現状の支援・協力だけでは進まないと思われる。取り組みが進まない理由等の聞き取りを行うなど、市町村へのより具体的な対応を行っているか。 ・また、市町村説明会への未策定市町村の出席状況を把握しているか。

指摘に対する回答要旨	今年度開催しております市町村説明会を踏まえて、市町村に対するアンケート調査等を行うとともに、計画策定に向けた情報提供やアドバイスなどにより支援・協力を行い、市町村の取組が推進されるよう努めてまいります。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　新井 文之　　　　（内線　２４－１５７　）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

経済部雇用労政課

要請項目	３．　男女平等行政の拡充に関する要求 （4）　労働力人口減少への対策として、これからますます女性の就労拡大が必要となってくる。男女がともに働き続けられる社会づくりのため、企業に対し、仕事と生活の調和に関する意識啓発や、雇用と待遇の男女間格差解消および長時間労働の解消などを促すこと。
回答要旨	○　道では、これまで、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法について、 労働問題セミナーの開催や両立支援ハンドブック、 労働ガイドブックの活用により、 その趣旨などの周知・啓発に取り組んできました。 ○　改正男女雇用機会均等法においては、性別による差別的取扱い、間接差別、 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いなどが禁止されており、 また、改正育児・介護休業法では、所定外労働の免除や 短時間勤務制度を設けることなどが事業主の義務とされたところであり、 今後とも、北海道労働局などと連携し、 関係法令や制度の積極的活用などについて周知・啓発に努めてまいります。
指摘事項	・これまでの周知・啓発の取り組みによる成果は、どのような成果があったのか。 ・女性が持つ能力を十分に発揮し、適正な処遇のもとで就労できるよう、非正規雇用から正規雇用への転換促進や、企業におけるキャリア開発、女性管理職比率の向上を促す取り組みが必要。

<table>
<tr><td>指摘に対する回答要旨</td><td colspan="2">○　両立支援制度の普及啓発等の取組などにより、
育児休業制度を導入する企業、育児休業取得率、
子育てを支援する企業の割合が増加しており、
一定の効果はあると考えております。

○　今後とも、北海道労働局などと連携し、
関係法令や制度の積極的活用などについて、周知・啓発に努めてまいります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当者(主幹)職・氏名</td><td>主幹　門馬　政司　　　　　（内線２６－４５３）</td></tr>
</table>

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

環境生活部くらし安全局道民生活課

要請項目	３．男女平等行政の拡充に関する要求 （５）男女平等参画の推進とリーフレットの作成等により推進をはかられているが、固定的性別役割分担意識はなかなか解消されていない。男女平等に関する問題意識を共有するしくみの整備や男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報、啓発やを行うこと。 　また、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰制度などの周知と合わせて、経済団体や業種別全国団体等と連携し、男性経営者を対象とした仕事と子育てや介護との両立のための制度等の定着促進や男女平等参画意識の啓発を行うこと。
回答要旨	平成２３年度に環境生活部が実施した意識調査において、「社会全体における男女の地位の平等感」について調査したところ、平等であると答えた方は３８．３%であり、平成１８年度の道民意識調査結果の１９．５%に比べ約２倍近くに上昇しております。また、「男女平等な社会になるために重要だと思うこと」については、３１．６%の方が、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」と回答しています。 　社会的通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような「社会的差別」が性差別、性別による固定的役割分担意識や偏見等につながっている場合もあることから、道といたしましては、これらが社会的につくられたものであることを意識していこうとする視点について正しく理解されることや、男女平等参画に関する諸問題について理解を深めてもらうことが重要であると考えており、広報誌や道のホームページ、パネル展などにおける啓発のほか、北海道立女性プラザにおける各種講演会・講座や地域学習会の開催などを通じて、今後とも、きめ細やかに男女平等参画意識の啓発に努めてまいります。

指摘事項	・「第２次北海道男女平等参画基本計画」にもあるように、特に男性や若者世代を対象とした男女平等参画社会の意義と責任など、固定的性別役割分担意識の解消のための広報、啓発について、道として積極的に行った具体的な事例はあるか。 ・また、北海道男女共同参画マガジン「ともろうforMen」が平成17年を最後に発行されていない。特に男性にむけた啓発物として十分活用できるものと考えるが、道としてツール作成や活用の具体的な計画はあるか。 ・北海道女性プラザのより活用や充実、広報誌のより活用など、道として道民の生活に歩み寄っていく広報・啓発・施策を行うこと。
指摘に対する回答要旨	特に男性や若者世代を対象としておりませんが、一般向けに啓発用パンフレット「男女平等参画社会とは」を作成・配布し、周知を行っております。 また、広報誌「イコール・パートナー」や道のホームページ、パネル展などにおける啓発のほか、北海道立女性プラザにおける各種講演会・講座や地域学習会の開催などを通じて、今後とも、きめ細やかに男女平等参画意識の啓発に努めてまいります。

担当者(主幹)職・氏名	主幹　新井　文之　　　　（内線　２４－１５７　）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

経済部雇用労政課

要請項目	３．　男女平等行政の拡充に関する要求 (5)　男女平等参画の推進とリーフレットの作成等により推進をはかられているが、固定的性別役割分担意識はなかなか解消されていない。男女平等に関する問題意識を共有するしくみの整備や男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報、啓発やを行うこと。 また、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰制度などの周知と合わせて、経済団体や業種別全国団体等と連携し、男性経営者を対象とした仕事と子育てや介護との両立のための制度等の定着促進や男女平等参画意識の啓発を行うこと。
回答要旨	○　道では、これまで、国や経済団体などと連携の上、 関係法令や制度の周知・啓発に努めるほか、 育児休業制度の整備を図るためのアドバイザー派遣、 両立支援に積極的な企業の表彰、家庭生活と仕事の両立に関する講演や 企業による取組の好事例を発表するシンポジウムの開催などに取り組み、 企業の経営者などに対して 仕事と家庭の両立のための環境の整備促進に努めてきたところです。 ○　今後とも、関係機関と連携しながら、これらの取組により、 関係法令や制度の周知・啓発などに努めてまいります。

指摘事項	・「両立支援促進アドバイザー」派遣の今年度の実績は？ ・あったかファミリー応援企業の表彰・登録制度は、現在132社が登録。多くが建設業で、女性が多く働く分野での登録少ないのではないか。それに対する道としての具体的な施策はあるか。 ・また、登録企業のうち、男性の育児休業取得実績は？ ・10月24日開催の「仕事と家庭を考える集い」への参加実績は？ ・広く企業等の理解を深めていくためには、男性経営者を対象とした仕事と子育てや介護との両立のための制度等の定着促進や男女平等参画意識の啓発を行うことが必要と考えるが、具体的な施策はあるか。
指摘に対する回答要旨	○　平成２４年度における両立支援促進・就業環境改善アドバイザー制度の派遣実績は、１１月５日現在で５企業となっています。 ○　また、北海道あったかファミリー応援企業登録制度については、今後ともホームページやハンドブック、各種会議などを通じて制度の周知・啓発に努めてまいります。 　なお、登録企業における男性の育児休暇取得実績は把握していませんが、別に実施する調査により道内事業所における育児休業所得率等の実態把握に努めています。 ○　10月24日開催の「仕事と家庭を考える集い」の参加者は９６名です。 ○　今後とも、広く企業等の理解を深めていくため、関係機関と連携による上記取組などにより仕事と家庭の両立のための環境整備促進に努めてまいります。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　門馬　政司　　　　　　（内線２６－４５３）

自治労道本部「2013年度 道政への要求と提言」に対する回答

保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課

要請項目	４．　福祉関係に関する要求 （１）高齢者福祉に関すること 　④　今年度の介護報酬改定が利用者や事業所に及ぼす影響を調査・分析し、次期報酬改定にむけた関係機関との協議を開始すること。
回答要旨	○　平成２４年度の介護報酬改定においては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを可能とするため、要介護度や医療ニーズの高い高齢者に対する在宅サービスを強化する見直しなどが行われ、全体で１．２％のプラス改定とされたところです。 ○　国においては、社会保障審議会介護給付費分科会に「介護報酬改定検証・研究委員会」を設置して、この度の報酬改定の影響や新たなサービスの実施状況などについて、調査を実施することとしております。 ○　道としては、こうした国の調査結果などを注視するとともに、必要に応じ、国に働きかけてまいりたいと考えております。

指摘事項	国の「介護報酬改定検証・研究委員会」を構成する委員（7人）のうち過半数（4人）が介護給付費分科会の委員であり、自治労としては、その検証内容の客観性・公平性等の担保という点で、問題があると考えている。そのため、北海道としての独自の調査も行っていただいたうえで道の施策や国への意見反映に活かしていただきたい。
指摘に対する回答要旨	○　道としても、交付金から加算となったことによる介護職員の給与水準や事業運営への影響が懸念されることから、介護職員処遇改善交付金の申請を行った事業所等を対象に、独自に調査を実施することとしており、この調査結果などを踏まえ、処遇改善への必要な措置について、国に働きかけてまいりたいと考えております。
担当主幹職・氏名	主　幹　笹　原　啓一郎　　　　（内線２５－６５４）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部子ども未来推進局

要請項目	４．　福祉関係に関する要求 （２）福祉事務所及び児童相談所に関すること ③　急増する児童虐待へ対応するため、児童相談所職員の大幅な増員と専門性向上、相談員の処遇改善、一時保護所の設置基準の改善などの体制強化を早急にはかること。
回答要旨	○　児童相談所の体制については、平成１４年度に児童虐待を専掌する児童福祉司や心理判定員など２２名を増員した後、平成１７年度から平成２２年度までに、児童福祉司１６名、里親推進主査８名などを増員したところです。 　併せて、新任、中堅などの専門研修を児童相談所職員に受講させ、専門職員の資質や能力の向上に努めています。 ○　また、職務の困難さなどから、児童福祉司等については、２３年度から、給与の調整額を適用し、処遇の改善を図ったところです。 ○　一時保護所の最低基準については、児童養護施設に準じていますが、一時保護児童については、保護の目的、年齢、性別などがその時々において異なることから、児童の福祉の向上と処遇の充実のために独自の基準を設けるよう、国に対して要望を行っているところです。

指摘事項	児童相談所の実施体制について、来年度の増員予定などの考えがあればお聞きしたい。 また、児童虐待対応の第一線と位置づけられる市町村の機能強化について、研修会の実施など北海道としても積極的に関わっていただきたい。
指摘に対する回答要旨	○　児童相談所の実施体制については、これまでも所管人口や相談処理件数などに応じた人員配置に努めてきたところであり、今後も児童相談所を取りまく状況を踏まえながら、関係課と協議してまいります。 ○　市町村の機能強化については、これまでも、児童相談所において、児童虐待専門研修を実施するなどの取組を行っており、今後とも、市町村の支援に努めてまいります。
担当者(主幹)職・氏名	主　幹　野　沢　修　一　　　　（内線２５－７５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部人事局人事課

要請項目	４．　福祉関係に関する要求 （３）障害者施策に関すること ②　障害者雇用に関して、道内各自治体及び民間企業の模範となるよう以下の取り組みを進めること。 ウ　道の障害者雇用率について、「北海道障害者条例」第28条第2項【道は障害者雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進に努めなければならない。】と自ら制定しているのであれば、法定の枠内にこだわらず、自主雇用率を設定し、市町村の模範となるよう積極的な雇用促進を図ること。また、ダブルカウントを行わずに雇用率を達成すること。
回答要旨	障がい者の雇用につきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえつつ、これまでも、法定雇用率を上回る障がい者の雇用に努めてきているところであり、法律及び条例の趣旨も踏まえながら、今後とも、適切に対処して参りたいと考えております。
指摘事項	条例の趣旨を踏まえ、適切に対処するのであれば、障害者雇用促進法の枠内にこだわらず、一層の障害者雇用の促進に努めるのではないか。また、昨年の意見交換では、自主雇用率を設定してる都府県があることを指摘し、自主雇用率の設定を求めたのに対し、調査・検討すると回答していたが、その調査結果・検討状況はどうなったのか。

指摘に対する回答要旨	障がい者の雇用につきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえつつ、これまでも、法定雇用率を上回る障がい者の雇用に努めてきており、今後とも、適切に対処して参りたいと考えております。 また、東京都や神奈川県など都府県の状況についても調査・検討を行っているところでありますが、来年度から法定雇用率が２．１%から２．３%に上昇するなどの課題もあることから、今年度につきましては、身体障がい者を対象とした採用試験を実施し、一般事務５名を採用する予定であり、引き続き、法律及び条例の趣旨も踏まえながら、適切に対処して参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	人事課主幹　大谷　正毅　(内線２２－１５４)

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部子ども未来推進局

要請項目	４．　福祉関係に関する要求 （４）子ども・子育て支援に関すること ②　子ども・子育て支援関連法が成立したことにより、すべての子どもが健やかに育つための施策とするため、北海道として以下の取り組みを進めること。 ウ　新たな幼保連携型認定こども園の認可をはじめ、障害児支援や要保護児童対策などの分野横断的なトータルシステムの構築が求められることから、保育所部門と幼稚園部門、障害児部門や児童相談所の連携による一本化した窓口を設置すること。
回答要旨	○　国においては、この度の子ども・子育て新システムにおいて、平成２７年４月から、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園に関する一元的な窓口を設けることにしたところでありますが、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織のあり方については、現在、検討していると承知しております。 ○　道としては、今後、こうした国の検討状況を見極めながら、所管部局を含めた体制づくりについて検討し、適切に対応してまいる考えであります。
指摘事項	９月１８日に国が実施した子ども・子育て関連３法説明会において、施行準備のための体制の整備として、「行政窓口の一本化等」と「準備組織の設置」が自治体に対して求められたが、来年度に向けての機構・定数・予算について現時点で北海道としての考えがあればお聞かせ願いたい。

指摘に対する回答要旨	○　道としては、１１月に庁内関係部課（子ども未来推進局、学事課、道教委）による連絡会議を設置する予定となっており、今後の国の検討状況を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主　幹　植　村　　豊　　　（内線２５－７５４） 主　幹　吉　崎　仁　司　　（内線２５－７５３）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部健康安全局地域保健課
保健福祉部医療政策局医療薬務課
保　健　福　祉　部　総　務　課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （２）公衆衛生行政の充実と地域保健サービスの充実に関する事項 ①　地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正に伴い、関係機関や市町村との重層かつ多様な連携が求められている。この指針に沿った地域保健対策を推進するための人材確保および道の実施方針について、考え方を明らかにすること。
回答要旨	○　地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき、市町村に対し専門的かつ技術的な指導や支援等を行うため、研修会等を実施するなどして保健所職員の資質の向上に努めているところです。 　また、同指針の一部改正に伴い、ソーシャルキャピタルの広域的な醸成や関係機関との幅広い連携による健康なまちづくりを推進するとともに、保健、医療、福祉に関するサービスが包括的に提供されるよう市町村や関係機関等との重層的な連携体制が構築されるよう努めます。（地域保健課） ○　道では、従来から、市町村との連携・協働により、保健事業の効果的な実施に努め、地域保健対策を推進してきています。 　地域保健対策の担い手である保健師の人材育成については、道としては、道の保健師を対象として、平成18年3月に保健師活動のあり方と資質向上方策を示す「北海道保健師活動指針」を策定するとともに、保健師としての専門能力の獲得や現任教育の具体的方法等に関する「保健師現任教育マニュアル」を作成して研修を行っており、これらに基づく体系的な研修については、市町村の保健師も対象として実施しています。 　さらに、市町村の保健師に対しては、保健所が主催する各種研修への参加勧奨や市町村内の現任教育体制づくりに向けた技術支援等を実施するとともに、平成21年7月に市町村・関係団体・看護系大学等で構成する「北海道市町村保健師等現任教育検討会」を設置し、この検討結果として、平成23年2月に「北海道市町村新人保健師等現任教育ガイドライン」を示し、特に市町村の新人保健師や指導者の人材育成を強化し、保健師としての実践能力の向上のための現任教育体制の整備に努めています。（医療薬務課）

指摘事項	ガイドラインの改定により、「市町村の求めに応じた」支援から「必要に応じた」支援が求められている。また、いわゆる役割分担から重層的な住民支援を展開が求めらているところである。このような中で、今後の市町村支援のあり方やソーシャルキャピタルとの連携のあり方について、北海道としてどのような方向にするのか現時点での実施方針と今後のスケジュールを明らかにすること。 職員の資質向上には触れられているが、職員の確保についての回答がされていない。道立保健所における各職種別欠員状況とその解消に向けた具体的な確保計画を示すこと。

指摘に対する回答要旨

【実施方針と今後のスケジュール】（地域保健課）

○　市町村支援については、これまでも保健所では毎年１２月に各市町村からの次年度の支援要望に基づき「市町村支援計画」を作成し、必要な支援を実施してきたところであります。今後も保健所としては、地域保健対策に関する専門的かつ技術的な機能を強化し、専門的な立場から市町村へ必要な支援を積極的に実施してまいります。

○　また、道では「すこやか北海道２１」における健康づくり関係機関と関係団体による北海道健康づくり協働宣言、地域包括ケアの推進のための「地域住民との協働による地域づくりガイドブック」作成等を通じて、地域のつながり（ソーシャルキャピタル）を強化するなどし、健康な町づくりに向け取り組んでいるところであり、現在作成中の「新健康増進計画　すこやか北海道２１」においても、企業や団体との協働による道民の健康づくりを一層進めることとしており、このような取り組みを通し、社会全体が相互に支え合う環境の整備に努めてまいる考えです。

【道立保健所における各職種別欠員状況等】（総務課）

○　道立保健所（食肉衛生検査所を含む。）における本年10月1日現在の選考職の欠員状況は、右表のとおりであるが、いわゆる採用困難職種の「獣医師」や「薬剤師」、「保健師」等については、今年度、既に複数回の採用選考試験を実施し、可能な限り期中での採用を進めてきているところです。

○　また、その他の職種についても、今後の退職予定や再任用職員の動向等も注視しながら、必要な選考試験をできるだけ早期に実施できるよう、努めてまいりたい。

職　　種	欠　員
獣　医　師	▲２９
薬　剤　師	▲１１
管理栄養士	▲　１
Ｘ 線 技 師	▲　２
臨床検査技師	▲　１
作業療法士	▲　１
保　健　師	▲３２

○　なお、選考職の確保に当たっては、今年度から、これまでの養成学校等への働きかけのほか、十分な受験者数や優秀な人材の確保に資するため、新たに「通年募集」や「試験会場の増」、「募集年齢の引き上げ」、「初任給基準の見直し」など、これまでの取組みには無い様々な工夫を凝らして、試験方法や処遇面での改善を図っているところであり、こうした取組みの相乗効果等も含め、更に、その確保に繋がるよう、今後とも、最大限の努力を行ってまいりたい。

担当者(主幹)職・氏名	主　幹　澁　谷　文　代 主　幹　加　倉　雅　代 主　幹　田　村　成　人	（内線２５－５０５） （内線２５－３１７） （内線２５－１０４）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部健康安全局地域保健課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （２）公衆衛生行政の充実と地域保健サービスの充実に関する事項 ②　感染症が集団発生した場合の保健所における患者搬送体制等諸対策の態勢整備について、現時点での状況と今後の体制整備について明らかにすること。
回答要旨	○　一類感染症や二類感染症、新型インフルエンザ等感染症患者等の感染症指定医療機関への入院に係る移送は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき保健所が行うこととされており、具体的な取扱いについては「感染症の患者の移送取扱要領」に基づくこととしているところです。 ○　また、飛沫・接触感染のおそれがある患者等を患者移送用陰圧装置（アイソレーター）を用いて移送する場合に備え、「感染症患者等の移送に係る移送車両及び消防防災ヘリコプター運行要領」を定めています。 ○　感染症患者等の移送は、迅速かつ的確な対応が重要でありますことから、保健所における訓練等の実施を通じて、移送体制の充実強化に努めてまいりたいと考えています。
指摘事項	最近の保健所における訓練実施状況を明らかにしていただきたい。 各道立保健所（支所）における感染症患者の搬送車輌の整備状況を明らかにしていただきたい。

指摘に対する回答要旨	○　訓練実施状況については、現在道立保健所に照会中ですので、結果がまとまり次第お伝えします。（１１月１９日の意見交換の際には示します。） 　搬送車両については、２６道立保健所（支所）の公用車で移送します。 　なお、患者移送用陰圧装置を備えた車両は渡島・千歳・名寄・釧路保健所に配置しています。
担当者(主幹)職・氏名	主　幹　吉　野　邦　夫　　　　（内線２５－５０６）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （２）公衆衛生行政の充実と地域保健サービスの充実に関する事項 　③　精神科救急に係る本道の課題や実態の状況を明らかにしたうえで今後の施策を明らかにすることすること。また、保健所の搬送体制の整備状況について明らかにすること
回答要旨	<精神科救急> ○　夜間・休日に精神科の受診が必要な方の受入体制を確保するため、道では、道内を８つのブロックに分けて、精神科病院による輪番体制を整備しているところです。 　平成２３年度の精神科救急医療体制整備事業における受診者数は1,367人でうち539人の方が入院に至っています。 ○　精神科救急医療体制については、都市部では当番病院において空床の確保が困難となってきているほか、輪番病院が確保できない二次医療圏もあることから、こうした実態に対応した必要な施策については、平成２５年度からスタートする見直し後の医療計画の中で、明らかにしてまいります。 <保健所の搬送体制> ○　保健所における患者の搬送について平成２３年度の状況を調査したところ、警察や検察等からの通報に基づく搬送については、１５箇所で主に警察等の車輌に保健所職員が同乗し搬送、５箇所では保健所の公用車を使用し搬送、６箇所では状況により警察等の車輌又は保健所公用車を使い分けるなどして、対応しております。 ○　また、保健所では、患者本人や家族の相談等に際して、保健所の公用車を使用し、患者を医療機関まで搬送する受診支援などを行っておりますが、その場合、患者の状態により必要に応じて警察官や家族に同乗してもらうなどの対応を取っているところです。 ○　これらの搬送については、精神疾患を有する患者を適切な医療に結びつける上で、重要なことと認識しておりますので、今後とも、関係機関と連携し、適切な搬送体制が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

指摘事項	精神科救急医療体制の今後のあり方について、現時点における道の考え方を明らかにすること。 道の搬送車輌の整備状況を明らかにすること。
指摘に対する回答要旨	○　精神科救急医療体制については、都市部における空床確保を始めとする課題や本道の広域性、医療資源の偏在といった特性を踏まえ、今年度中に輪番体制などの見直しの検討をしてまいります。 ○　精神障害者の搬送については、保健所の公用車を他の業務と共用で使用しているところです。

担当者(主幹)職・氏名	主　幹　岡　本　收　司　　　　（内線２５－７０６）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部健康安全局地域保健課

保　健　福　祉　部　総　務　課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （２）公衆衛生行政の充実と地域保健サービスの充実に関する事項 ④東日本大震災における地震災害、津波災害や福島原発事故といった大規模災害における被災者の健康管理課題について、北海道の地域特性を踏まえた整備を行うこと。
回答要旨	○　道では、保健所の管理職員を対象とした健康危機管理機能強化研修を年２回実施するほか、国等が行う研修にも計画的に職員を派遣して人材の育成に取り組むとともに、各保健所において、市町村職員も含めた研修を実施するなど、健康管理課題に対応できる体制の整備に努めているところです。
指摘事項	各保健所における実施状況と明らかになった課題を示していただきたい。 また、各自治体における災害要援護者に対する支援計画について明らかにしていただきたい。

指摘に対する回答要旨	【実施状況等】（地域保健課） ○ 平成２３年度に各保健所で実施した健康危機管理に関する研修は、計５１回、延べ１，６８７名となっています。 東日本大震災後、改めて災害発生に備えた体制づくりが課題となっていることから、各職員が役割を明確に認識するとともに、平時における具体的な訓練メニューを研修に取り入れるなど、災害対応の体制強化を図っています。（地域保健課） 【支援計画】（総務課） ○　各市町村においては、高齢者や障がいのある方々などの災害時要援護者の個々人の避難方法や避難支援者などを定める避難支援プラン個別計画を策定することとされています。 ○　平成２４年４月１日現在で、策定し更新中が３３市町村、策定途中が９８市町村、未着手が４８市町村となっているところであり、今後とも、防災部局と連携するなどして、避難支援プラン策定に向けて、未策定市町村に対して積極的に働きかけてまいる考えです。
担当者(主幹)職・氏名	主　幹　渋　谷　文　代　　　（内線２５－５０５） 主　幹　三　瓶　　　徹　　　（内線２５－１０７）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部医療政策局医療薬務課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （３）看護師等の雇用の質の向上に関する事項 ①　道内における看護師等の雇用の質の向上に向けた推進体制構築を目的とした北海道労働局労働基準部による企画委員会の進捗状況を明らかにすること。
回答要旨	○　昨年、北海道労働局労働基準部が、道保健福祉部、北海道看護協会及び北海道医師会等の関係団体等から選出された委員による企画委員会を設置し、道内の看護師等の勤務実態や、関係者の現状認識や問題意識の共有化を図るための取り組みが開始されたところであり、昨年度は、「医療従事者等にかかる法定労働条件確保のための研修会」が開催されたところです。

指摘事項	・1965年に人事院が「夜勤は2人以上月8回以内」としたが、法的根拠がないために守られていない現状であり、連続16時間の2交代勤務の導入は、その労働密度の高さにより中高齢看護師の離職を招いています。そのため就業看護師は50歳を過ぎると、全就業者平均以上に就業率が低下している実態にあります。 ・自治労の調査では、サービス残業の常態化や勤務時間外の院内研修と持ち帰り仕事に関してほとんど時間外労働を請求していない状態が報告されており、「看護師の業務を続けたいか」の問いに対し、3割が「続けたいが続けられない」、1割が「続けたいは思わない」と訴えています。 ・こうした労働条件の悪化と離職と人員不足の連鎖が、現在の看護師不足や地域医療提供体制の崩壊を招いていると思われます。 ・こうした実態を踏まえ、夜勤時間・回数の基準や法の整備、時間外労働解消のための36協定の締結と労働法令の遵守の指導・監督を要望します。 ・また、企画会議の2012年度の取り組みと今後のスケジュールを明らかにしていただきたい。
指摘に対する回答要旨	○　道においては、これまでも、看護職員については、夜勤を含む交替制勤務等により、厳しい勤務環境に置かれている者も多く、看護職員の確保・定着を図るためには、看護職員が健康で安心して働ける環境を整備し、「雇用の質」を高めていくことが必要であるとの認識から、国に対し、看護職員の勤務環境の改善を図るため、診療報酬や労働安全衛生法の改正などについて要望してきたところであり、今後とも引き続き働きかけてまいります。 ○　企画委員会の詳細なスケジュールについては示されていないが、本年４月、厚生労働省労働基準局から企画委員会及び研修会の開催について、今年度においても、昨年度に引き続き、開催する旨の通知とともに、企画委員会への参画依頼があったことから、今後、具体的な取り組みがなされるものと考えているところです。
担当者(主幹)職・氏名	主　幹　加　倉　雅　代　　　　（内線２５－３１７）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部医療政策局医療薬務課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （３）看護師等の雇用の質の向上に関する事項 ②　看護職員の再就業・定着・離職防止に関する事業や助成、その他対策の進捗状況を明らかにすること。併せて看護師確保に必要な予算措置を行うこと。特に小規模自治体病院等の看護職員確保は困難を極めており、地域医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねない事態である。昨年度明らかとなった課題に対し、いかなる対策を講じてきたか明らかにすること。

回答要旨	○　道ではこれまでも、看護職員の再就業・定着・離職防止のため、病院内保育所への運営費補助（１３６か所）、医療機関が行う新人看護職員に対する研修経費への補助（１３０か所）、ナースセンター運営事業による求人・求職等の相談・斡旋（相談斡旋１４，４２９件、就業者数１，０７２件）、未就業看護職員の再就業促進のための研修（道内６か所、８０名）などを行ってきたところであるが、今後も引き続き、看護職員の就業の定着や再就業の促進を図ってまいる考えです。※（　）内、Ｈ２３年度実績 ○　平成22年度からは、看護職員の確保が困難な小規模自治体病院等における魅力ある職場づくりを支援するため、地方の小規模自治体病院等へ看護管理や看護内容の改善を支援する看護職員を派遣する「人材支援システム」の構築に向け、道内三医育大学病院・自治体病院の看護管理者、関係団体や学識経験者による小規模自治体病院等看護職員派遣検討会を設置し、小規模自治体病院等への看護職員派遣に係るシステム構築に向けた総合的な企画・運営に関すること、派遣に係る受け入れ体制や支援体制に関すること等を検討してきたところです。 　助産師については、大学病院から地方の自治体病院への派遣について、モデル的に取り組んでいます。 ○　また、看護職員確保対策の一環として、平成23年度から「地域医療再生交付金」を活用した北海道自治体病院協議会への補助事業「小規模自治体病院等看護職員技術強化研修」を開始しています。 　本事業では、「看護管理者に対する支援」「看護技術向上のための支援」を重視し、看護管理者の相談窓口の設置（看護管理者へのコンサルテーション）、認定看護師等のアドバイザー派遣（出前講座）、地方の中核的医療機関での研修の受け入れ（先進医療臨床研修）や研修機材の貸し出し等を実施しています。
指摘事項	・ナースセンターにおける相談・斡旋は再就業支援として重要であるが、回答からでは、求人・求職等の相談・斡旋件数に対する就業数が7.2%に留まっていると考えられる。看護師のマッチング率について明らかにするとともに、マッチング率向上にむけた現状の評価と対策を明らかにしていただきたい。 ・「人材支援システム」の進捗状況を明らかにするとともに、先行している助産師の派遣モデルについて、現状の評価と今後の取り組むについて明らかにしていただきたい。
指摘に対する回答要旨	○　ナースセンターのナースバンク事業においては、病院等の求人情報と看護師等の求職情報などを基に、紹介斡旋（マッチング）を行っているが、平成２３年度実績では、紹介斡旋１，２８６人のうち約８３．４%の１，０７２人が再就業に結びついたところであり、比較的効果は高いものと考えるが、今後とも地域における看護職員の確保に向けて、ハローワークなどの関係機関の協力を得ながら、看護協会などとともに、取り組みの強化に努めてまいる考えです。 ○　「人材支援システム」の構築に向けて、小規模自治体病院の現状と課題の共有、派遣モデルを活用した派遣方法や効果と課題の検討や派遣先医療機関でのヒアリング等による効果と課題の分析を実施しています。助産師の派遣モデルの評価については、派遣の効果として、①派遣元：助産師のキャリア開発、分娩技術と助産診断能力の向上や地域貢献（地方の助産師不足病院への支援）、②派遣先：即戦力の人員確保、大学病院での実践を導入できたことや学生・新人看護師の指導等、双方にメリットがあることが明らかになっています。今後の取り組みについては、助産師を含めた看護師の派遣のあり方や派遣システムの構築を目指して、具体的な検討を進めていきます。

担当者(主幹)職・氏名	主　幹　加　倉　雅　代　　　　（内線２５－３１７）

治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部医療政策局医療薬務課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （３）看護師等の雇用の質の向上に関する事項 ③　道内の看護師養成学校（専門学校、大学）卒業生および卒業数年の看護師における道外流出状況と対策について明らかにすること。
回答要旨	○　道内の看護師等養成所の卒業数に対する道外就業者数は、 平成２１年度、卒業２，９５４人中、２４８人、８．４%、 平成２２年度、卒業２，９２３人中、２４１人、８．２%、 平成２３年度、卒業２，９６２人中、２４３人、８．２%と、 約８%で推移しております。 ○　道としては、道立高等看護学院での地域での就業を促進するための推薦入学制度の導入や将来道内において看護職員として就労しようとする者に対する修学資金の貸付などを行い、看護職員の確保に努めております。
指摘事項	・道立以外の養成施設に対しての対策状況を示すこと。また道外就業者数の道立及びそれ以外の養成施設の流出状況を示していただきたい。 ・道外就業者が８%で推移しているとのことだが、道内における看護師不足を少しでも解消を図るのであれば、貸付額の増額や免除期間の縮小などの修学資金制度の見直しも必要ではないのか？ ・また、地方における看護師不足の解消を図るのであれば、北海道同様に自治体病院を抱える市町村で実施している、修学資金制度への応援や地方就業者への免除期間の特例など設けることも検討すべきと考えるが、北海道の見解を伺いたい。
指摘に対する回答要旨	○　道では、民間の看護師等養成所の運営費に対し補助することにより、養成所の安定的な運営を図り、看護職員の養成を促しています。 （平成２３年度：３７か所） また、道外就業者数の状況は、 平成２１年度、道立、卒業　　２２８人中、　１６人、７．０%、 その他、卒業２，７２６人中、２３２人、８．５%、 平成２２年度、道立、卒業　　１８８人中、　　８人、４．３%、 その他、卒業２，７３５人中、２３３人、８．５%、 平成２３年度、道立、卒業　　１５４人中、　１０人、６．５%、 その他、卒業２，８０８人中、２３３人、８．３% となっています。 ○　道が行う貸付事業では、道内の２００床未満の病院や診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所などに看護職員として勤務する者について、返還を免除することにより、地域の看護職員を確保することとしており、修学資金の貸付を受けた約２００名の卒業者のうち、６割を超える方が、こうした看護職員の確保が比較的困難となっている病院等へ就業しているところであるが、一人でも多くの学生が地方の小規模病院等に就業してもらえるよう貸与希望者に対して、本事業の目的の周知徹底に取り組んでまいる考えです。 ○　道では、市町村が行う修学資金制度に関する実施状況調査を行い、その結果を道内の養成所の学生などに対し情報提供を行うことにより、市町村が行う修学資金制度の運営に対する支援を行っており、今後とも引き続き、必要な支援を行ってまいる考えです。

担当者(主幹)職・氏名	主　幹　加　倉　雅　代　　　　（内線２５－３１７）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部医療政策局医療薬務課
保健福祉部健康安全局地域保健課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （４）労働条件改善に関する事項 ①　道内自治体の保健・医療従事者等に対するメンタルヘルス対策の拡大にむけ、実態調査・具体的対策に関する予算措置を行うこと。 ②　保健・医療従事者等の過重労働による健康障害（主に、脳・心臓疾患（いわゆる「過労死」等））防止対策について、実態調査・具体的対策にむけた予算措置を行うこと。
回答要旨	○　保健・医療従事者等に対するメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要なことと認識しており、各施設において、労働安全衛生法に基づく、作業環境管理、作業管理、健康管理等が実施されているものと承知しています。 ○　看護職員のメンタルヘルス対策については、日本看護協会による「看護の職場における労働安全衛生ガイドライン（看護職の社会経済福祉に関する指針　平成16年度版労働安全衛生編）」を活用した健康障害を防止するための普及啓発が進められていることや、北海道看護協会への補助研修の中で、医療従事者のストレスマネジメント等メンタルヘルス対策についても取り組んでいることを承知しています。 ○　また、道が、平成22年度に北海道自治体病院協議会の協力で実施した看護管理者を対象とした実態調査では、メンタルヘルス対策に取り組んでいる病院は26.3%、検討中・今後検討予定は53.9%となっています。
指摘事項	・メンタルヘルス対策に取り組んでいる病院が26.3%では、「各施設において、労働安全衛生法に基づく作業環境管理、作業管理、健康管理等が実施されている」とは言えないと考えるが如何か。 ・また、メンタルヘルス対策に取り組んでいない19.8%の病院への対策と検討中・今後検討予定とした53.9%の病院への対応をするべきと考えるが如何か。 ・メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策について、道が積極的に関わっている姿勢が見えない。健康障害防止に対する道の見解を明らかにするとともに、道が主体的に実態調査・具体的対策にむけた予算措置を行うよう要望する。

指摘に対する回答要旨	○　労働安全衛生法は事業者に、労働者が半数参加する（安全）衛生委員会(以下、委員会という)の設置を義務付けていることから、自治労からも委員会の定例開催に対する積極的な働きかけがあるものとの認識から、作業環境管理、作業管理、健康管理等が実施されているものと解釈したものです。 ○　看護職員のメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策については、従来から、国に対し、看護職員の勤務環境の改善を図るため、診療報酬や労働安全衛生法の改正などについて要望してきたところであり、労働主管部局との連携による、看護師等の「雇用の質」向上のための取り組みとともに、今後とも引き続き働きかけていきます。

担当者(主幹)職・氏名	主　幹　加　倉　雅　代　　　　（内線２５－３１７） 主　幹　澁　谷　文　代　　　　（内線２５－５０５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

保健福祉部健康安全局地域保健課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （４）労働条件改善に関する事項 ③多様な行政需要に対応できる地域保健関係職員の育成と資質向上は必要不可欠とされている反面、研修参加が自己研鑽とされ、当該職員の負担が増加していることについて、状況の把握と必要な措置を講ずること。
回答要旨	○　地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」等を踏まえ、地域保健関係職員を対象に、各保健所において、地域のニーズにあった研修を実施するとともに、本庁において、事業別（エイズ・感染症対策、歯科対策、母子保健対策、食品安全対策等）・職種別（保健師、理学・作業療法士、栄養士等）研修等専門性の高い研修を実施しているほか、国等が行う研修にも計画的に職員を派遣しています。 ○　多様な健康課題に迅速かつ的確に対応するため、職員の資質向上を目的とした研修は重要であることから、今後も効果的な研修を実施してまいりたいと考えています。
指摘事項	初任者研修については、一定の充実を見ているところであるが、中堅職員の研修が不足しており、実施体制も現場では予算も人材が足りない状況にある。 地域保健関係職員研修体系になって以降の集合研修と管轄別研修及び派遣研修の評価を明らかにすると共に、地域保健関係職員研修委員会における検討内容を明らかにした上で、今後のあり方を示すこと。

指摘に対する回答要旨	○　地域保健関係職員研修については、結核対策等事業別研修・保健師等職種別研修、地域保健全般研修として、保健所危機管理機能強化研修、保健所管轄別研修、委託派遣研修等を実施しています。 　特に、管轄別研修については、各保健所の地域課題に即した内容で、市町村職員も含めた地域保健職員に対し幅広く実施し、平成１０年からの累計の参加者数は、12,486名になっており、これらの研修は、地域保健関係職員の資質向上、地域保健活動全般の推進につながっています。 　地域保健関係職員研修委員会で、保健福祉部技監を委員長とし、保健所長会代表、部内関係課長等で構成しており、上記研修の効果的な実施のために、研修計画の協議、実施、評価等、詳細な検討をしながら進めております。 ○　今後も、多様な住民ニーズに対応できる地域保健関係職員の育成と資質向上を目指し、効果的な研修を実施してまいりたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主　幹　渋　谷　文　代　　　　（内線２５－５０５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総合政策部 地域行政局 市町村課

要請項目	５．衛生医療行政の拡充に関する要求 （１）医療提供体制の充実改善にむけて 　①　2014年度からの消費税増税と地方公営企業会計制度の見直しは、道内自治体病院の「公立病院改革プラン」で策定した目標に大きな影響を与えると予想される。これらの改正による道内自治体病院への影響について、道の基本的な考え方を明らかにするとともに、過度な指導・助言を行わないこと。
回答要旨	・　消費税増税については、本年８月に法律が成立し、平成２６年４月より現行の５%から８%へ、平成２７年１０月より１０%へと引上げられることとなっています。 ・　道内の市町村立病院への影響については、今後、国の中央社会保険医療協議会において、医療機関における「消費税課税の状況把握のための調査」を実施の上、消費税引上げに対する診療報酬制度等における対応について検討することとされており、道としては、道内自治体病院の経営が厳しい現状にあることから、国の動向を注視しながら、適切に対応して参ります。 ・　地方公営企業の会計制度については、現在、資本に計上している借入資本金の負債への計上や、退職給付引当金の計上などを内容とする会計基準の見直しが、平成２６年度予算から適用されることとなっています。 　この見直しにより、病院事業の経営実態は変わらなくても、経営指標の見かけが悪化することが想定されることから、各自治体においては、見直し後の会計基準による試算の結果も踏まえて、住民や議会などに十分な説明を行っていく必要があるものと考えています。 ・　道としては、地域医療の確保と経営健全化に向けて、道内自治体病院が、「公立病院改革プラン」を着実に推進できるよう、引き続き、地域の実情に応じ、必要な情報提供や助言に努めて参ります。

指摘事項

・北海道として消費税の増税により受ける影響を、どのように把握されているのか回答から読み取れません。また、国の動向を注視しながら適切に対応するとは、具体的にどのようなことを検討しているのですか。また、会計制度の見直しでは経営実態は変わらないと回答がされていますが、制度改正に伴いあらたに費用化されるものもあることから、見かけだけではなく実際に収支不足となることが懸念され、制度改正がされることにより改革プランで定めた目標の達成が困難になることが考えられると思われるが、プランの見直しを含めた見解をあらためて伺います。

指摘に対する回答要旨

・　消費税増税の影響については、医療における消費税の課税の在り方について現在、国における検討の途上にあることから、道としては、現時点で把握していませんが、今後、国の方針が明らかになった段階で、市町村立病院の経営に与える影響等について、調査・分析を行った上で、必要に応じて、市長会や町村会などとも連携を図りながら国に対する働きかけ等を行って参ります。

・　平成19年度に国が示した「公立病院改革ガイドライン」に基づき、地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」については、その対象期間が平成25年度までとなっていることから、国においては、現在、新たなガイドライン等に関する検討を進めているものと承知しており、道としては、今後とも、国の動向を注視しながら、自治体病院の経営健全化に向けた取組に応じ、必要な情報提供や助言に努めて参ります。

担当者(主幹)職・氏名	公営企業Ｇ　主幹　阿部 潤一　　(内線２３－５０４)

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総合政策部 地域行政局 市町村課

要請項目

５．衛生医療行政の拡充に関する要求

（１）医療提供体制の充実改善にむけて

② 病院事業における地方交付税措置が２年間で750億円増額になっているにも係わらず、2011年度の繰入金の対2009年度比は2008年度を下回っている状況にある。このことに対する北海道内の状況と病院事業への交付税の使途に対する北海道の見解を明らかにすること。

回答要

・　道内市町村の病院事業に係る一般会計からの繰入金の総額は、平成２３年度決算見込では約５４４億円であり、平成２１年度決算額（約４８４億円）との比較では、約６０億円の増となっています。

・　公立病院に対する地方交付税措置額と比較して、一般会計から病院事業会計に対する繰出額が少ないなど、繰出基準に基づく適切な運用がなされていない場合は、適切な運用がなされるよう、引き続き、助言して参ります。

＜参考＞

１．道内市町村の病院事業に係る繰入金の推移　（単位：億円）

区　分	H23 [2011]	H22 [2010]	H21 [2009]	H20 [2008]	㉓-㉒	㉓-㉑	㉓-⑳
収益勘定繰入金	438	408	375	349	30	63	89
資本勘定繰入金	106	106	109	101	0	△ 3	5
計	544	514	484	450	30	60	94
参考（事業数）	84	84	83	84	0	1	0

旨

２．繰出基準について

・　地方公営企業は独立採算が原則であるが、「性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」又は「性質上能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、地方公営企業法において一般会計等が負担するものとされており、経費負担区分のルールについて、毎年度「繰出基準」として総務省より通知される。

・　公営企業繰出金は、毎年度、地方財政計画に計上され、当該基準に基づき一般会計が繰出しを行ったときは、その一部に地方財政措置が講じられる。（基準例：病院の建設改良費に関する経費、へき地医療の確保に要する経費、不採算地区病院の運営に要する経費、救急医療の確保に要する経費、高度医療に要する経費　など）

指摘事項

・総務省の資料では、2009年度の繰入金総額は7,711億円であり前年度対比で202億円の増額であり、2010年度に至っては7,398億円と2008年度を100億円以上下回っている。本来なら、この２年間において1,450億円の増となるべきにも係わらず、実際に増額となったのは91億円だけであり残りの1,359億円は一般会計から繰入がされていないことになる。道内における、病院事業への繰入金は2009年度以降増加しているが、交付税の増額分（750億円）と対比した場合適切な繰入となっているのか、あらためて教示願いたい。

指摘に対する回答要旨

・　道内市町村立病院に対する他会計繰入金及び地方交付税措置額（病院分）の推移については次のとおりであり、概ね適切な繰り入れが行われているものと考えています。

（単位・億円）

区　分	H23 [2011]	H22 [2010]	H21 [2009]	㉓-㉒	㉒-㉑	㉓-㉑
他会計繰入金合計 A	544	514	484	30	30	60
地方交付税措置額 B	281	274	257	7	17	24
差引 (A-B)	263	240	227	23	13	36

※　地方交付税措置額は、普通交付税(保健衛生費)の公立病院病床数、救急告示病院(病床)数、病院事業債元利償還金、特別交付税に関する省令第3条第1項第3号の表第15号(公立病院)により算定した額。

担当者(主幹)職・氏名	公営企業Ｇ　主幹　阿部 潤一　（内線２３－５０４）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
環境生活部循環型社会推進課

要請項目	６．現業職場及び環境保全・廃棄物行政に関する要求 （１）廃棄物行政の直営による事業執行の重要性について ３.11東日本大震災被災地に対する支援で、いくつかの自治体は、いち早く被災地に赴き支援活動を展開しました。一方で、「一日も早く被災地に赴き、復旧作業に」という現場職員の気持ちが支援として実現されなかった実態もありました。 環境省は、(社)全国都市清掃会議に応急活動の協力を依頼し、全都清を通じて各都市に人員・機材の調査を行いました。しかし、具体的な支援体制が組めず、自治体に要請も出せない状況であったといえます。被災地の自治体機能が混乱をした状況などもあり、現地の支援受け入れ態勢など被災状況の把握に困難を極めたのも事実です。 自治体の現業職場の合理化の下に民間委託化が進行し、自治体が管内の被災状況について把握をすることが困難な事業運営の実態が明らかになりました。効率化を優先し過ぎたあまり、非常時・緊急時に住民要望に適確に応えることのできない行政運営になっていることは、支援の受け入れ側にも支援に向かう側にも言えることです。 行政を担う自治体は、人命を守るために一刻を争う緊急事態に適確に応えることの出来る体制を確立しておくことが求められています。また、各自治体間の災害支援協定による支援だけでなく、組織的な支援体制を確立しておくことが重要だと考えますが、道としての見解をお聞かせ願いたい。
回答要旨	大規模な震災や水害等災害時において、市町村区域内での廃棄物処理に支障が生じることがあることから災害発生時に迅速に対応できるよう、予め市町村内の組織・体制を整備しておくことや、市町村や業界団体等において相互応援に関する協力体制を整備する必要があると考えております。道では、平常時から市町村間における広域的支援体制の整備などに関する指導・助言をするとともに、災害発生時における市町村、国との連絡調整、広域的な支援の要請・支援活動の調整を行うこととしています。
指摘事項	３・11東日本大震災での復興・復旧の際には、環境省もそうでありましたが、被災した県も支援の要請を行うことができず、被災した自治体それぞれが支援要請を行ったと聞き及んでいます。また、被災によって行政事務そのものが執行できない自治体もありました。こうのような状況を教訓として、やはり道や県が主体性をもって支援体制に関わるものだと考えます。この度の回答では、平常時から市町村間における広域的支援体制の整備等に関する指導・助言を行うとしていますが、具体的にどのような指導・助言を行っているのか、その内容についてお聞かせ下さい。
指摘に対する回答要旨	現在２３ブロックで進めているごみ処理の広域化の中で、市町村間の協力体制の整備がより一層進むよう働きかけており、道内各市町村に通知するとともに市町村間の広域支援体制の構築について既に市町村間で協定を締結している事例もあることから、当該事例を道内市町村へ情報提供しております。 なお、環境省では、今般の東日本大震災を踏まえ、震災廃棄物対策指針の内容等について必要な見直しが行われているところであり、これらの情報提供に努めるとともに支援体制の整備に向けて必要な指導・助言を行うこととしています。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　岡崎　隆　　（内線２４－３０７）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

環境生活部環境局循環型社会推進課

要請項目	６．現業職場及び環境保全・廃棄物行政に関する要求 （４）容器包装リサイクル法と高効率ごみ発電について 容器包装リサイクル法は、2013年に法改正が行われます。市民からは、「材質が同じなのになぜ資源に出せないの」など、「分かりやすい」分別方法を求める声が多くあるのも現場の実情です。 私たちは、こういう現場でのやり取りから、容器包装リサイクル法範疇以外の製品プラなども資源化するよう求めて来ました。加えて、今回の福島第一原子力発電所事故発生による原発問題から、電力需要に対応するための再生可能エネルギー等による発電が求められています。清掃工場では、以前から熱エネルギーの活用により発電を行い、現在では売電を行っているところも多くなってきています。従って、現行の容器包装リサイクル法を最大限活かしながら、油やマヨネーズ容器のように汚れのあるものは可燃ごみへ、包装や簡単に資源化できる（クリーニング袋など）物は分かりやすい表示（材質番号表示制など）を行い、資源化に向けていく必要があります。また、リサイクルに適さない容器包装プラを含む廃プラは、サーマルリサイクルでの熱エネルギーに還元し、高効率発電等に努力すべ
回答要旨	プラスチックのうち「容器包装」にあたるものについては容器包装リサイクル法に基づきリサイクルが行われている一方、「容器包装」に該当しないプラスチック製品等は、容器包装リサイクル法の対象外となっており、循環型社会を形成する観点から、こうした製品についても可能な限りリサイクルを進めていくことが望ましいと考えます。 国においては、容器包装リサイクル法の見直し（平成２５年度）までに、容器包装以外も含めたプラスチック全体のリサイクルのあり方について一定の整理を行うこととしており、動向を注視しながら、必要に応じ国への要望などに取り組んでまいりたいと考えております。 また、使用済み廃プラスチックの再資源化手法は、材料リサイクルだけではなく、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルなど、排出状況、特性に合わせた多様な選択肢があり、廃プラスチックの再資源化にあたっては、最も環境負荷が少なく、かつ経済的に負担の少ない手法を選択し、全体として最適な手法で実施するのが望ましいと考えます。 なお、環境省では、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の再商品化に伴う環境負荷の削減効果のＬＣＡ（ライフサイクルアセスメント）による分析を実施していますが、これらの情報については、今後も市町村等に提供
指摘事項	再生可能エネルギーについて清掃工場の電力発電はその一翼を担うということも考えられると思いますが、このことについての考え方をお聞かせ願います。
指摘に対する回答要旨	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例では、「一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は副産物のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気」を「新エネルギー」として定義され、平成２１年度において、廃棄物発電は原油換算で２３．７万kl（北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画(第Ⅱ期)平成２４年３月より出典）に相当するエネルギーを供給しており、新エネルギーの一翼を担っているものと認識しております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　藤島　克己　　　　（内線２４－３０５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
環境生活部環境局循環型社会推進課

要請項目	６．現業職場及び環境保全・廃棄物行政に関する要求 （７）在宅医療廃棄物対策について 介護や看護が社会的課題とされていた時代から、再度、家庭に戻されていく流れが強まっています。在宅医療廃棄物は増大傾向にあり、且つマテリアルリサイクルには適さず、適正処理とサーマルリサイクル対応が求められています。 排出時のシール標示による安全作業の確保と鋭利な針等の危険なものは、薬局等での回収と専門的な回収と処理を確保することが求められています。 一般廃棄物として、自治体の処理責任と事業者の協力責務を基に、適正処理に向けての協議が重要であると考えますが、道としての見解をお聞かせ願いたい。
回答要旨	北海道では、感染事故の防止と適正処理の推進等を目的に平成２年から市町村、医師会や薬剤師会等の感染性廃棄物に係わる団体等で構成する「感染性廃棄物処理問題連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置しています。 この連絡会議において在宅医療廃棄物対策についても取り上げ、国の検討委員会により作成された「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」（平成２０年４月）を参考として、在宅医療廃棄物の適正処理の推進について、医師会等関係団体に周知を図り、市町村に対しては、在宅医療廃棄物の適正な処理について医療関係者と連携を図りながら取組を進めるよう通知したところです。 また、道内の市町村等における在宅医療廃棄物の処理状況等を把握するため、市町村に対しアンケート調査（平成２０年、平成２３年）を実施し、この調査結果からは、近年、適正処理への対応が進んでいることが確認されていますが、課題、意見等も寄せられていることから、今後とも連絡会議等において市町村、医師会等と協議を進めて参りたいと考えております。
指摘事項	平成20年及び平成23年に実施したアンケート調査の結果についてお示し願います。
指摘に対する回答要旨	平成20年、平成23年に行ったアンケート調査の集計結果を提出します。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　大館 弘幸　（内線２４－３０８）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (1)消防職員の労働条件について ① 平成14年2月28日最高裁「大星ビル管理判決」において、「仮眠休憩時間においても指揮命令下にあり、労働からの解放がなければ労働時間」との判決がなされた。 次に平成15年11月11日付消防消第206号「消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について」の通知中（以下、206号通知という）3によると、指令係員が119番通報を受信し、仮眠中の職員に対し出動命令することにより出動するとの見解で、消防職場は「大星ビル管理判決」と異にする職場との解釈が示されているが、道内の消防職場において、119番通報を受信した指令係員自ら出動するという割合が93%との調査結果がある。実態把握をすると共に206号通知上の解釈と整合性が保たれているか示すこと。
回答要旨	○ 消防職員の勤務時間その他の勤務条件は、労働基準法の規定を遵守すべきものであり、その具体的内容は、地方公務員法の規定に基づき、条例に規定するほか、細部にわたる部分は規則、規程、要綱等に定めることが必要とされています。 ○ 消防職員の勤務形態については、労働基準法上の休憩時間の自由利用原則の適用が除外されることや、指定された休憩時間であっても業務命令に繰り込むことが認められていることなど、一般の職員とは異なる取り扱いが認められているところであり、そういったことからも、特に体力を要する消防業務の疲労回復のために資する庁舎の施設設備等の改善が行われるよう、今後とも消防長会議などの場において、適切に助言してまいりたいと考えております。
指摘事項	○ 無賃金拘束時間の解消方法について、各消防本部で検討するよう指導していただきたい。 ○ 職場環境の改善について、職員の意見を聞きながら検討するよう指導していただきたい。 ○ 119番通報を受信した指令係員自らが出動することについて、一部でもその状況を認識している以上、勤務時間の適正な運営に努めるよう指導していただきたい。また、北海道独自で調査を行い、その結果について公表していただきたい。
指摘に対する回答要旨	○ 法的な問題があり、円滑な消防活動に支障が生じる場合にあっては、関係機関と連携して対応することとなります。 ○ 道としては、そうした出動状況については把握しておりませんが、消防職員の勤務条件がよりよいものとなるよう、市町村等からの求めに応じ、必要な助言をして参りたいと考えております。 ○ なお、勤務時間に関する調査は予定しておりません。

担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (1)消防職員の労働条件について ② 206号通知中、休憩時間の繰り上げ、繰り下げ等の内容については、休憩時間の自由利用を制限されている消防職員の職場実態と乖離している。 また、条例等の整備がされず運用として休憩時間の繰り上げ、繰り下げ等が行われているのが75%となっている。本通知を改正或いは廃止するよう国に働きかけること。
回答要旨	○ 勤務の途中での休憩時間の繰上げ、繰り下げを行う場合については、市町村の条例や規則にそのような取り扱いがある旨定めておく必要があり、そうした勤務時間の管理運用が適切に行われるよう、今後とも助言して参りたいと考えております。
指摘事項	○ ２０６号通知の繰り上げ、繰り下げについて、繰り下げの繰り下げを実施している消防本部があるが、この繰り下げの繰り下げの運用について２０６号通から逸脱していると考えるが、これについてどの様な認識を持っているのか。
指摘に対する回答要旨	○ 仮に、法的な問題があり、円滑な消防活動に支障が生じる場合にあっては、関係機関と連携して対応して参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (1)消防職員の労働条件について ③ 仮眠休憩時間の時間設定においては、明確な指示・指導がないまま各消防職場で運用されており道内約60%の職場において理解されていない調査結果がある。206号通知に基づく適正な仮眠休憩時間の時間設定を示すこと。
回答要旨	○ 消防職員の勤務態様については特殊性を有するものですが、勤務に対し労働基準法が適用されますので、勤務時間の適正な管理や指定された休憩時間中に発生した勤務の適切な運用が行われるよう、今後とも助言してまいりたいと考えております。

指摘事項	○　仮眠休憩時間について、本来その開始までに示されるべきと解するが、実際には出動等による時間外発生した場合に、その抑制措置として事後に仮眠休憩時間を移動させられている実態がある。適切に運用されるよう指導していただきたい。
指摘に対する回答要旨	○　仮に、法的な問題があり、円滑な消防活動に支障が生じる場合にあっては、関係機関と連携して対応して参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (1)消防職員の労働条件について ④　平成15年11月25日付消防消第216号「消防職員の勤務時間等に係る管理運用状況調査」において、道内消防本部内で労働基準法に抵触している消防職場があることが確認されている。改善状況について明らかにすること。
回答要旨	○　９年前の勤務時間等に関する実態調査は、国の独自調査であり、該当する消防本部には国が直接文書により指導していると承知しております。 ○　消防職員の勤務条件については、各市町村が、労働基準法の規定を遵守し、十分に検討し、適切に対処すべきものと考えておりますので、管理運用が適切に行われるよう、今後とも助言してまいりたいと考えております。
指摘事項	○　労働基準法に抵触する消防本部が発生することの抑制のためにも、北海道独自調査を実施し実態の把握をしていただきたい。

指摘に対する回答要旨	○　道としては、本件調査を行う立場にはありませんが、仮に、法的な問題があり、円滑な消防活動に支障が生じる場合にあっては、関係機関と連携して対応して参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (1)消防職員の労働条件について ⑤　道内の小規模消防職場においては、いまだに上記の勤務条件をさらに下回る宿日直勤務や無償の自宅待機勤務、町外々出禁止といった劣悪な勤務を恒常化している署所【道消協が把握している道内消防の状況は、宿日直勤務86件（道内35%）、自宅待機勤務43件（道内18.3%）、町外々出禁止50件（道内22.5%）】が確認されている。これらは、明らかに労働基準法に抵触していると解される。 　また、恒常的に無賃金の自宅待機命令が出される消防職場が約20%存在している。賃金が発生しないのに命令をかけられるのか、道の見解を示すこと。さらに道内の状況を把握し改善に向けて指導すること。
回答要旨	○　消防職員の勤務体制については、各消防本部の実態に即した対応をとられているものと承知しており、仮に、法的な問題があれば、関係機関と連携して対応していくこととなりますが、まずは、消防職員の勤務条件がよりよいものとなるよう、関係者が努力していく必要があると考えており、それが適正に行われるよう今後とも助言してまいります。
指摘事項	○　上記の道消協調査による劣悪な条件で勤務している職場があることの結果をどのように受け止めるのか。 ○　勤務条件の改善には関係者の努力が必要とあるが小規模消防においては当事者による解決は困難である。道として独自に調査し不適切な勤務をしている消防職場を公表し、指導していただきたい。

指摘に対する回答要旨	○　道として、そうした勤務状況については把握しておりませんが、仮に、法的な問題があり、円滑な消防活動に支障が生じる場合にあっては、関係機関と連携して対応して参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (1)消防職員の労働条件について ⑥　消防職員の職務上の危険性、困難性、高度な技術の必要性を考慮した特殊勤務手当として地方交付税を受けているにもかかわらず、削減或いは廃止されている。消防職員の勤務条件の特殊性に対し、特殊勤務手当が削減或いは廃止されないよう市町村関係部局及び各消防本部に対し指導すること。
回答要旨	○　消防職員の給与、手当等の勤務条件は、市町村の条例等で定める事務であり、また、労働条件や服務上の問題としては、基本的には消防組織法に基づき設置されている「消防職員委員会」の制度を活用し、その審議を通じ、改善されていくべきものと考えており、消防長会議などの場において、周知してまいりたいと考えております。
指摘事項	○　特殊勤務手当について上記にあるように地方交付税に含まれている。道として調査をし、削減もしくは廃止をしている消防本部消防署を公表し指導していただきたい。 ○　消防職員委員会制度については勤務条件について改善を提起された案件に対し消防長等が履行するための予算要求等の働きかけを行っているか調査、公表をしていただきたい。
指摘に対する回答要旨	○　消防職員の手当等については、各市町村等の条例等により定められているものと承知しており、道として、調査する予定はございません。 ○　消防職員委員会の審議状況等については、毎年度、国において調査しているところであり、その調査結果について、各消防本部あて周知しているところです。

担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (1)消防職員の労働条件について ⑧　本年４月、政府は定年の延長ではなく「再任用の義務化」を導入し、定年延長実施を見送るとした。道内再任用実施消防本部の実態を把握し、公平な採用及び高齢の職員が安心して働き続けられるよう、環境整備について指導すること。
回答要旨	○　消防機関においては、再任用職員の豊富な経験と知識の活用を図ることは大変有効であると考えるところですが、再任用の事務につきましては、市町村固有の事務であり、基本的には、その条例等の規定により実施されるものと考えております。 ○　道といたしましては、必要に応じ、再任用制度の活用について周知してまいりたいと考えております。
指摘事項	○　再任用制度の実施状況を把握して、未実施消防本部へ実施職場の状況を周知していただきたい。 ○　支障がなければ消防と同様の勤務体系である北海道警察の再任用制度の実施状況を当会に説明願いたい。
指摘に対する回答要旨	○　再任用職員の配置状況に関する調査は予定しておりません。 ○　北海道警察の再任用制度は承知しておりません。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (3)消防職員の安全衛生について ② 近年、精神疾患により休業者の増、さらには自殺者が発生している状況にある。道内・道外での状況を把握し、ＰＴＳＤ、惨事ストレス（ＣＩＳ）等に対応できるようストレスケア対策に取り組み、また、各消防本部へ助言すること。
回答要旨	○ 消防職員が悲惨な現場活動後にストレス症状を起こすおそれのあることが知られており、職員の惨事ストレス対策は重要なことと認識しているところです。 ○ 道としては、これまでも北海道消防学校において、惨事ストレス対策やメンタルヘルスに関する講義を取り入れているところでありますが、今後ともこうした講義を継続するとともに、これらに関する情報収集を行い、必要により各消防本部へ情報提供するなど、職員のストレス対策が促進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。
指摘事項	○ PTSD,惨事ストレス（CIS）等に係わる職員のストレスケア対策への取り組みは当然のことながら、その他の休業者対策についても取り組まれるよう、各消防本部へ助言すること。
指摘に対する回答要旨	○ 道としては、市町村等からの求めがある場合など、必要に応じ助言して参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹 雨塚 康白 （内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (3)消防職員の安全衛生について ④ 労働安全衛生法に基づき全ての事業者は、深夜業務従事者については６ヶ月に1回以上の健康診断を実施する義務がある。各消防職場に対し、毎日勤務者以外について年に２回以上の健康診断を実施させる様、各消防本部へ指導すること。

回答要旨	○　消防職員の安全衛生については、労働安全衛生法の規定を遵守すべきものであり、各消防本部においては適切に対応していると認識しています。 ○　今後とも、適切に対応していくよう、消防長会議などの場において助言してまいりたいと考えております。
指摘事項	○　道内各消防本部で実施されている健康診断の実施状況等を調査し、その結果を各消防本部へ情報提供すること。
指摘に対する回答要旨	○　健康診断の実施に関する調査の予定はございません。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (4)消防体制と救急体制について ①「北海道消防広域化推進計画」が平成20年3月に策定され、その期限は平成25年３月までとなっている。道内の多くの地域では、広大な管轄面積と人口密度のばらつきなどの事情から国の示すスケールメリットは期待できず、既に断念の意向を示している地域が大多数である。北海道も「北海道消防広域化推進計画」について断念していただきたい。

回答要旨	○　広域化推進計画は、消防機関の代表や市長会、町村会が構成員となる道主催の協議会において、平成２０年３月に将来の少子・高齢化と人口減少時代への移行を見据え、より効果的な消防体制の構築を目指す必要から策定したものであります。 ○　広域化の検討はこの計画を踏まえ、各地域の自主的な意思により検討することとされていますが、道内の多くの地域で、管轄面積の広さなどから議論が停滞している状況にある一方、いくつかの地域では、検討の深まりも見られるところであります。 ○　道としましては、各地域の課題や意向も踏まえ、適切な助言などを行い、消防の広域化についての結論を得てまいりたいと考えております。
指摘事項	○　「北海道消防広域化推進計画」策定から現在まで、多くの地域で広域化によるスケールメリットが見いだせておりません。また、消防本部を23本部とし今年度末の実現を目途とした広域化推進計画は、ほとんど達成できていないのが現状であることからも、「北海道消防広域化推進計画」は断念すべきである。
指摘に対する回答要旨	○　道としましては、各地域の課題や意向も踏まえ、適切な助言などを行い、消防の広域化についての結論を得て参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 ⑷消防体制と救急体制について ②　北海道内の消防本部の状況では「消防力の整備指針」で示された充足率を大きく下回っており、多様化される住民ニーズに応えることはもとより、緊急消防援助隊の派遣には職員の大きな負担でまかなっているのが実情である。充足率の向上のため効果的な指導を各消防本部へ行うこと。
回答要旨	○　「消防力の整備指針」により各消防本部においてそれぞれが定めた基準に基づいて必要な消防力が確保されるよう、今後とも消防長会議などの機会を通じ助言してまいりたいと考えております。

指摘事項	○　各消防本部は「消防力の整備指針」を目標に地域の実情に即した適切な消防体制を整備することを指導していることと思いますが、緊急消防援助隊の派遣については整備指針の示す総数には勘案されておらず、充足率を下回っている各消防本部の人員的負担は相当なものとなっている。充足率の向上のための効果的な指導を各消防本部へ行うこと。
指摘に対する回答要旨	○　各消防本部において、「消防力の整備指針」によりそれぞれが定めた基準に基づき必要な消防力が確保されるよう努めてべきものと考えており、道としては、消防力の維持に支障を来す場合などにあっては、必要な助言をして参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (4)消防体制と救急体制について ③　救急救命士の再教育による病院実習、救急救命士の処置拡大による専科教育及び病院実習等が増加している。これらの研修等に関わる要員の確保について各消防本部に対し指導すること。
回答要旨	○　傷病者搬送途上における救命効果の向上をめざし、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質の向上を図るためには、救急救命士等が一定の病院実習を継続していくことはやむを得ないものと考えております。 ○　そうした中で、病院実習のため救急隊員の充足率が一時的に低下し、業務に支障が生じないよう、機会を捉え消防本部に働きかけてまいりたいと考えております。
指摘事項	○　救急救命士の再教育の実施状況を把握し、救急救命士の再教育が適切に実施されるよう各消防本部に指導をすること。

指摘に対する回答要旨	○　教育実習のため救急隊員の充足率が一時的に低下し、業務に支障が生じないよう、機会を捉え消防本部に働きかけて参りたいと考えております。

担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白	（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (5)防災航空室について ①　防災航空室勤務の現行の８名では、出動態勢、宿日直勤務の解消及び無賃金による自宅待機などの過酷な勤務状況を改善することは困難である。更に休暇取得も職員の自己犠牲によることが多く、通常より少ない隊員により運行されることもあるなど、迅速な救助活動に適さない実態がある。これらは単に厳しい社会情勢だから困難であるとするのではなく、地域住民の安心、安全のためにも計画的な増員を実施すること。
回答要旨	○　道では、厳しい行財政環境のもと、「職員数適正化計画」に基づいて職員数の削減に取り組んでおり、人員増を行うことは大変困難であると考えております。 ○　職場の勤務実態については、今後とも適切に把握するよう努めてまいりたいと考えております。
指摘事項	○　厳しい財政状況は理解できるが、防災航空室の運営にあたり「職員数適正化計画」は比例しないものと考えます。防災航空室が出動する事案が、各市町村、地域住民の安心安全が求められること、各市町村より負担金を支出していることから改めて増員の検討を行って頂きたい。 ○　隊員の派遣年数の変更等があるとお聞きしましたが、内容を確認したい

指摘に対する回答要旨	○　当室における航空隊員の人員確保や勤務条件については、防災航空室発足時における全国消防長会北海道支部や北海道市長会、北海道町村会との合意に基づいたものとなっております。 　道と同様に市町村の財政状況も厳しいものとなっており、人員増は大変困難であると考えております。 ○　隊員の派遣年数は、これまで同様３年間を基本としております。 　一方、年度毎の隊員の交替人数は０～５名と不規則な状態が続いており、交替人数が多数となった年度には、残留隊員の負担が増すことから、早期に交替人数の平準化を図ることが課題となっておりました。 　このため、現在、全国消防長会北海道支部と交替人数の平準化のため、臨時的に派遣年数の変更を行うことについて協議をしているところです。
担当者(主幹)職・氏名	防災航空室　主幹　廣鰭　雅志　　（内線３９－８９８）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (5)防災航空室について 　②　宿直体制について、電話転送機能だけでは突発的な病気など宿直職員に事故があった場合の対応とは言えない。そのため、複数名が勤務する体制を構築すること。
回答要旨	○　現行体制での宿直者の複数化は、宿直回数が週１回を超えることとなるなど、労基法上の制約があり、困難な状況にあります。 ○　なお、平成２３年１月から電話転送などのバックアップ体制を整備し、宿直者の不測の事態に備えております。
指摘事項	○　現行の８名では、出動態勢、宿日直勤務の解消及び無賃金による自宅待機などの過酷な勤務状況を改善することは困難である。更に休暇取得も職員の自己犠牲によることが多く、通常より少ない隊員により運行されることもあるなど、迅速な救助活動に適さない実態がある。これらは単に厳しい社会情勢だから困難であるとするのではなく、地域住民の安心、安全のためにも計画的な増員を実施すること。

指摘に対する回答要旨	○　防災航空隊員については、平成１９、２０年度７名体制による試行を実施してきたところですが、隊員の安全を確保し、的確な救急・救助等の活動を行うなど、円滑な航空消防防災体制を維持するため、平成21年度からは平成8年度当初と同様の８名の体制に戻したところであり、現在は、通常どおりの体制で運航しているところです。 ○　消防防災ヘリコプターによる救急・救助活動等を円滑に実施するとともに、安全な運航体制を確保するためには航空隊員の勤務条件は重要なことと考えており、今後とも、隊員との話し合いを通じて勤務に関する意向や勤務実態の把握に努めて参りたい。
担当者(主幹)職・氏名	防災航空室　主幹　廣鰭　雅志　　（内線３９－８９８）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (6)北海道消防学校について ①　消防訓練指導手当を、職業訓練手当と同様な水準に引き上げること。
回答要旨	○　消防訓練指導手当につきましては、平成２３年６月に支給実態を全国調査したところであり、教官として資格要件（免許証の有無など）の違いや他の自治体における消防訓練指導手当の支給実態などから、現状においては引き上げは困難と考えておりますが、今後とも必要な情報収集に努めるとともに、全国消防学校長会等において検討されるよう働きかけてまいりたいと考えております。
指摘事項	○　判断材料の一つとして上げている資格要件（免許証の有無など）とは具体的に何をしめしているのか。 ○　消防学校の教官については高所作業をはじめとする危険な業務や救急の高度化に伴い国家資格を有する救急救命士に対しての研修など高度な知識及び技術を教育している状況であることから他の職業訓練手当と同様の水準に引き上げすること。 ○　他の自治体で支給している実態調査を行っているのであれば開示願いたい。

指摘に対する回答要旨	教官としての資格要件についてですが、現場活動を通して培われた知識や経験は、消防学校の教官として、また、消防学校の教育訓練水準の維持向上を図るうえで欠かすことのできない重要な要素の一つと考えております。 しかしながら一方で、例えば、高等技術専門学院の教官が現場経験だけでなく、指導員としての訓練課程を修了した者や職業訓練指導員試験に合格した者など、職業訓練指導員の免許を受けた者であるのに対し、消防学校の教官は消防に関する相当の学識経験を有する者とされてはおりますが、「学識経験」の具体的な要件が定められていないという制度上の違いもあるものと認識しているところです。 職業訓練手当と同様な水準への引き上げに当たりましては、こうした制度上の違いなども考慮する必要があると考えており、全国消防学校長会等において検討されるよう働きかけて参りたいと思います。
担当者(主幹)職・氏名	消防学校総務課長　木村　稔　　（電話 382－4161）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (6)北海道消防学校について ②　消防学校のカリキュラムに消防活動上の事故予防対策のための、危険予知・指揮研修等の特別教育等を設け再発防止に万全を期すること。また、熱中症対策等の健康管理についてもカリキュラムに取り入れ指導すること。
回答要旨	○　安全管理対策につきましては、消防活動全般にわたる基本的な事項となっていることから、消防学校では安全管理を盛り込んだ教育訓練を各科・課程において実施しているところです。また、平成２０年度から幹部科や警防科において指揮隊の運用訓練を取り入れており、今後とも安全管理教育には万全を期してまいりたいと考えております。 また、熱中症対策等の健康管理につきましては、入校時のオリエンテーション等のほか、平成２１年度から、体育（運動理論）の授業において指導しているところです。
指摘事項	○　指揮科・警防科で取り入れている指揮隊の運用訓練と同等の質を持った安全管理対策の教育が各科でなされているのか？ ○　熱中症対策については、今後も継続して指導・取り組み願いたい。

指摘に対する回答要旨	幹部科や警防科のほか、救助科におきましても、隊長としての必要な安全管理教育を実施しているほか、平成１９年度から図上訓練をカリキュラムに取り入れるなど、災害時における安全管理に努めているところです。 また、熱中症対策については、引き続き、適切に指導して参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	消防学校総務課長　木村　稔　　(電話 382－4161)

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (6)北海道消防学校について ③　複雑多様化する災害及び消防行政に対応するための教育施設の充実と、プライバシー保護及びインフルエンザ等による集団感染を防ぐ上でも学生寮の個室化等を考慮した施設の拡充・改善を図ること。
回答要旨	○　教育施設につきましては、これまでも必要な整備に努めてきており、今後ともその充実に努めてまいりたいと考えております。 ○　また、学生寮の個室化につきましては、消防は部隊活動が基本となっており、寮生活において学生同士の連携やチームワークを養うことも消防学校の教育訓練の一環としておりますことから難しい面もありますが、プライバシーの保護やインフルエンザ等による集団感染の防止につきましては、引き続き、十分配慮してまいりたいと考えております。
指摘事項	○　現施設の老朽化及び保有資器材では複雑多様化する災害等に対しての教養などが不十分に見受けられる。施設の改修並びに新資器材の導入などについて具体的な計画のもと実施しているのか。 ○　ここ数年でインフルエンザによる休校などが見受けられ、教育計画に基づく授業どおり進まなくなることも考えられることから個室化に向けた検討をしていただきたい。

指摘に対する回答要旨	教育施設につきましては、これまでも予算の範囲内で必要な整備に努めてきているところですが、今後ともその充実に努めて参りたいと考えております。 また、インフルエンザ対策につきましては、学校内での感染拡大を防止する措置の一つとして、罹患した学生を空室に隔離するなどの措置を取っており、そうした対応を取ってもなお必要な場合に、医師等とも相談しながら、全体カリキュラムに支障を及ぼさない範囲内において調整の上、臨時休校としているところであり、今後とも学生の健康管理には十分配慮して参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	消防学校総務課長　木村　稔　　（電話 382－4161）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (7)大規模災害の対応について ①　昨年３月11日に発生した東日本大震災について、北海道は昨年10月に、各市町村及び消防本部宛て「緊急消防援助隊の派遣について」を通知したが、その多くは改善されるに至っていない。安全衛生管理の徹底と旅費、諸手当等について適切に対応するよう指導すること。
回答要旨	○　緊急消防援助隊の活動等に係る消防職員の手当等については、派遣元の市町村の条例等に基づき支給されていることから、市町村ごとに手当等の支給内容が異なっております。一方、緊急消防援助隊の被災地における活動は、日常とは異なる困難性の高い活動であることから、安全衛生管理対策の徹底は重要なことと考えております。 ○　道としましては、昨年、市町村及び消防本部あて、道内の派遣隊員に係る特殊勤務手当の支給状況や国の費用負担についての考え方、並びに公務災害発生時における補償請求等の適切な処理について、周知をしたところであります。
指摘事項	○　道消協加盟消防について緊急援助隊手当の新設状況を調査したところ、多くの消防本部は未だに改善されるに至っていない。安全衛生管理、旅費、諸手当は速やかな対応が必要であるため、各消防本部の状況を調査し、未改善の消防本部に対し適切に対応するよう指導・助言すること。

指摘に対する回答要旨	○　消防職員の手当等については、市町村の条例等に基づき支給されており、活動内容に応じて、適切に支給されるべきものと考えております。 ○　なお、道としては、昨年１０月７日付けで、各市町村及び消防本部あて、「緊急消防援助隊の派遣について」を標題とする通知文を発出し、その際、先の東日本大震災における緊急援助隊に対する特殊勤務手当の支給状況について、情報提供したところ。

担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (7)大規模災害の対応について ②　各消防本部において、実災害派遣を想定した派遣消防隊の勤務条件及び体制及び残留する消防体制維持などの実災害に備えた事前体制を構築するよう指導すること。
回答要旨	○　先の東日本大震災における本道の緊急消防援助隊の活動において、発災当初の部隊の編成や移動手段の確保など、初動体制が十分とは言い難い面があったと承知しており、こうした課題解消に生かすためにも、緊急消防援助隊を対象とした訓練を実施することは重要なことと考えております。 ○　緊急消防援助隊の活動は都道府県の区域を超えて行われることから、これまで北海道・東北ブロックなど、複数の都道府県の合同訓練として実施してきていますが、初動体制を円滑に行うための参集訓練や道内消防機関の相互応援による連携訓練などの実施について、国や消防本部などとも協議をしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。
指摘事項	○　「消防力の整備指針」で示される人数、装備の充足率の低さから残留する部隊の消防力の低下は明らかであり、派遣部隊の訓練のみならず残留する部隊を含めての検討を行い、各消防本部へ助言すること。 ○　「消防力の整備指針」の改正の際は、緊急援助隊活動を視野に入れた「新消防力の整備指針」となるよう国に対し申し入れること。

指摘に対する回答要旨	○　消防体制については、各市町村が構築していくべきものであり、道としては、市町村等からの求めに応じ、必要な助言をして参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (7)大規模災害の対応について ③　派遣後の隊員の心的ストレス（ＰＴＳＤ）、惨事ストレス（ＣＩＳ）等については、数ヵ月後に発生することも医学的に指摘されている。今後もストレスケア対策に取り組み、また、各消防本部へ助言すること。
回答要旨	○　大規模災害派遣後の隊員の中には、凄惨な災害現場等で受けた強い精神的ショックから心身に不調を来す場合があるものと承知しております。 ○　東日本大震災おいて緊急消防援助隊として出動した隊員の健康診断の費用及び惨事ストレス対策として実施したカウンセリングに係る費用は、緊急消防援助隊活動費と同様に、国が費用を負担することとされております。 ○　また、国では、必要に応じて専門家を派遣する事業を行っており、各消防本部への情報提供に努めてまいります。
指摘事項	○　ストレスケアは現在進行形で行う必要があるため、各消防本部のPTSD・CIS発生の実情を調査し、適切な対応を行うこと。

指摘に対する回答要旨	○　職員の健康管理については、市町村の責務と考えております。 ○　国では、市町村等からの求めに応じ、専門家を派遣する事業を行っており、各消防本部への情報提供に努めて参ります。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　雨塚　康白　　　　　　　　（内線２２－５５５）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (6)北海道消防学校について ④　各消防本部から派遣されている消防学校の教官の欠員補充がなされていない状況がある。欠員補充するよう強く指導すること。
回答要旨	○　消防学校に派遣されている教官の欠員補充につきましては、それぞれの市町村（組合）消防本部が個々の事情を踏まえて、適宜、必要な判断されているものと理解しております。 ○　なお、本校の派遣教官につきましては、平成２２年度から、全て法派遣（２年）となっているところです。
指摘事項	○　小規模な消防本部では１名減の負担が非常に大きいことから派遣にあたっては、派遣側の消防本部機関と十分に意見交換し対応願いたい。
指摘に対する回答要旨	職員の派遣依頼に当たりましては、これまでも派遣側の消防本部と意見交換しながら行ってきているところですが、欠員補充につきましては、機会を捉えながら、引き続き、お願いして参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	消防学校総務課長　木村　稔　　（電話 382－4161）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
総務部危機対策局危機対策課

要請項目	７．消防行政と労働条件に関する要求 (6)北海道消防学校について ⑤　消防学校の教官の勤務実態については、恒常的な無賃金による時間外労働が見受けられる。適正に処理されるよう改善すること。
回答要旨	○　職員（教官）の労務管理につきましては、勤務実態の把握、時間外勤務の縮減等、引き続き適正に行ってまいりたいと考えております。
指摘事項	○　授業カリキュラム上、止むを得ない時間外労働については時間外手当を適正に執行すること。 ○　教官の勤務実態調査について支障が無ければデータの開示願いたい。
指摘に対する回答要旨	時間外勤務につきましては、従前より事前命令に基づき行っているところですが、引き続き、適正な労務管理に努めて参りたいと考えております。
担当者(主幹)職・氏名	消防学校総務課長　木村　稔　　（電話 382－4161）

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答
総務部危機対策局危機対策課

<table>
<tr><td>要請項目</td><td colspan="2">７．消防行政と労働条件に関する要求
(5)防災航空室について
③　現在の勤務体制では、職員に過酷を強いているのみである。より適切な勤務体制を検討し、最低限派遣元消防本部の勤務体制と同等のものを実現させること。
また、派遣元の消防本部に対して、必ず欠員補充するよう強く指導すること。</td></tr>
<tr><td>回答要旨</td><td colspan="2">○　職場の勤務実態については、今後とも適切に把握するよう努めてまいりたいと考えております。

○　各消防本部における職員の派遣に伴う欠員補充については、それぞれの市町が個々の事情を踏まえて、必要な判断をされているものと理解しております。</td></tr>
<tr><td>指摘事項</td><td colspan="2">○　現行体制で困難であるならば、その解消に向け増員すること。平成２３年１月から電話転送などのバックアップ体制を整備し宿直者の不測の事態に備えておりますとの回答を頂きましたが、電話着信があり隊員が受信出来なかった場合に電話転送機能が作動し、別の隊員宅に繋がる。電話着信がない場合に隊員が心疾患や脳疾患となった場合にはそのまま倒れていると言う状況も考えられます。不測の事態とは関係のない電話転送機能ではないでしょうか。また、宿直者の複数化について、職員のみで困難であるならば業務委託も含め検討すること。</td></tr>
<tr><td>指摘に対する回答要旨</td><td colspan="2">○　宿直勤務時における業務の実態や、時間外における連絡体制の確保に係る方策について検討し、電話転送によるバックアップ体制を整備したところです。
今後とも、職場の勤務実態については、適切に把握するよう努めてまいりたいと考えております。

○　夜間における出動要請の受理と受理後の対応を迅速かつ的確に行い、ヘリコプターの安全飛行を確保するためには、航空消防防災業務全般に関する知識と経験を持った航空隊員による対応が必要との考えから、宿直制を導入しているところです。
このため、業務委託による対応は困難と考えます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当者(主幹)職・氏名</td><td>防災航空室　主幹　廣鰭　雅志　　（内線３９－８９８）</td></tr>
</table>

自治労北海道本部、2013年度道政への「要求と提言」に対する回答

農政部食の安全推進局食品政策課

要請項目	８．北海道農業の確立に関する要求 （1）北海道農業の持続的発展に向けて ④　農業を含め第一次産業は自然環境、自然生態系の中で営まれており、環境に負荷を与えない農業を推進するため、化学農薬、化学肥料の削減目標および一定の環境指標を独自に設定し、達成した農家を評価し、支払いを行う環境支払制度について、他県の事例も参考にしながら制度設計を進め、実践できるよう努めること。
回答要旨	○　道では、平成３年から、環境調和型農業として、たい肥等の有機物の施用による土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめ環境への負荷をできる限り低減する「クリーン農業」を推進しています。 　クリーン農業により生産された農産物をYES!clean農産物として表示する制度を平成１２年度に創設し、その後、平成１５年度に制度改正を行い、作物別に現状の収量、品質の維持を基本とした化学肥料、化学合成農薬の削減率を定め推進してきたところです。 ○　国では、平成２３年度から化学肥料、化学合成農薬を５割以上削減するとともに、主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けするカバークロップや、化学肥料、化学合成農薬を原則使用しない有機農業の取組など、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を創設しました。 ○　道としては、こうした環境保全の取組を推進するため、環境保全型農業直接支援対策事業により、直接支払交付金による支援を実施しております。 　環境保全型農業直接支払交付金の特認取組などについては、他県の事例も参考にしながら国に提案しております。 （環境保全型農業直接支払交付金の内容） ■営農活動 共通取組(H23～)： カバークロップ等、有機農業　(支援単価:8,000/10a) 特認取組(H24～)： 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用（水稲） (支援単価:5,000/10a) ■負担割合：　国1/2、道1/4、市町村1/4
指摘事項	環境保全型農業を推進していくなら、その取り組みの評価は生き物（植物・動物など）の多様性を含めたものにすべきだし、畦畔やほ場周辺の農業環境にも配慮すべきではないか。また、国のメニューが少ないことも要因とは思うが、北海道の水田や畑地、草地、樹園地でも取り組めるようなメニューづくりが必要ではないか。
指摘による回答要旨	○　国が、平成２３年度に創設した「環境保全型農業直接支払交付金」制度は、農業者が地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援するものであり、制度根幹に係る変更は難しいものと考えております。 ○　支援対象の取組は、必ずしも本道の営農実態を十分に反映したものとなっていない状況にあることから、２５年度の国費要望において、全作物を対象とした「堆肥の施用」を全国共通取組とするよう国に要望しております。
担当者(主幹)職・氏名	主幹　上杉　昌己　　　（内線２７－６５８）

２０１３年度北海道教育庁への「要求と提言」に対する回答

北海道教育庁総務政策局教育政策課

<table>
<tr><td>指摘項目</td><td colspan="2">１．学校栄養士関係
（２）今年９月に策定された新たな教職員定数改善計画（案）における『先導的な取り組み』というのは、あまりに抽象的な表現であり、道教委で把握している範囲で教えていただきたい。
　また、ここで言われている加配措置は、現場の実情から私たちの求めている定数改善とは趣旨が異なっているように思うところです。
　現状の基礎定数の基準でいえば、児童・生徒の数が減少すれば栄養教諭（栄養職員）の定数も減ることとなりますが、しかしながら学校数は減るわけではなく、私たち一人ひとりに求められる業務量は逆に増加することとなります。基礎定数の改善に対する道教委としての主体性をもった取り組みを強く要望します。</td></tr>
<tr><td>回答要旨</td><td colspan="2">○　本年９月に出された、国の「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」の報告においては、子どもの健康を取り巻く問題が深刻化していることなどから、学校における食育の充実が必要であり、栄養教諭・学校栄養職員の活用について先導的な取組を行う学校に対して支援する必要があるとされているところ。

○　道教委としては、食に関する指導と学校給食の一層の充実を図るため、新たな教職員定数改善計画（案）の早期実現と着実な実施も含め、栄養教諭及び学校栄養職員の定数措置の拡充について、全国都道府県教育委員会連合会などと連携を図りながら、今後とも、国に強く要望してまいりたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当者(主幹)職・氏名</td><td>主幹　谷　垣　　朗　　（内線３５－４０８）</td></tr>
</table>

２０１３年度北海道教育庁への「要求と提言」に対する回答

北海道教育庁学校教育局健康・体育課

指摘項目	１．学校栄養士関係 （１）調査結果を市町村教委へ通知したとの回答ですが、通知の内容について教えていただきたい。実際に、４月以降も現場の状況は何も変わっていませんし、各市町村教委に対して具体的に道教委として「こうすべき」というものがなければ現場は動かないという状況を理解いただきたい。
回答要旨	○　通知の内容についてですが、各教科等における食に関する年間指導計画の作成及び改善や、食育を担当する委員会を設置するなど、食に関する推進体制の整備等について具体的な改善方策を示すとともに、学校教育指導訪問等の機会を通じて､市町村教育委員会や学校に対して指導するよう通知したところ。 　道教委としては、引き続き、栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実が図られるよう、指導してまいる。
担当者(主幹)職・氏名	学校給食Ｇ　主幹　小野田　元　　（内線35－659）

２０１３年度北海道教育庁への「要求と提言」に対する回答

北海道教育庁学校教育局健康・体育課

指摘項目	**２．給食関係** （１）食育について 「専門的知識を有する人材の養成・活用」については「専門的知識を備えた管理栄養士や栄養士、専門調理師や調理師等の養成を図る」とされていますが、昨年10月に開催された食育研究協議会の参加者について、調理員の参加者は全体の６％程度となっており、各自治体への参加要請（依頼）、周知の方法などについてはどのようにされているのかお聞かせ願いたい。 また、今後、北海道として具体的に食育の推進に向けて、これら専門的知識を有する職員をどのように有効活用しようとされているのか、ご検討されていることがあればお聞かせ願います。 さらに、今後の研修計画、各自治体への指導についてお考えがあればお聞かせ願います。 （２）学校給食の衛生管理基準の水準確保について 北海道学校給食研究大会及び食中毒予防対策研修会などに参加した者で調理員以外の参加者の主な職種についてお聞かせ願います。 また、食中毒については児童・生徒の命に関わることであり、当然あってはならないことです。そのため衛生管理の徹底は極めて重要だと認識しております。北海道としてマニュアル改訂後、各自治体や学校に対して、指導を実施した具体的事例などがあればお聞かせ願います。
回答要旨	○　学校における食育を推進するためには、調理員においても指導内容等を十分に理解し、調理業務を行うことが大切であり、道教委が主催する研修会や協議会おいても、調理員の資質向上が図られるよう、研修・協議内容を設定し、各教育局を通じて市町村教育委員会や学校などに周知しているところ。 ○　北海道学校給食研究大会や食中毒予防対策研修会などへの参加者の職種については、校長・教頭、教諭、栄養教諭・学校栄養職員、調理員、学校給食センター長、市町村教育委員会職員などであったところ。 また、食中毒の防止を図るため、今年度から、学校給食衛生管理基準に基づき実施されている定期検査の結果を保健所と情報共有し、立入検査が必要と判断した施設について、保健所職員とともに教育局職員が現地を確認し、指導を行っているところ。

担当者(主幹)職・氏名	学校給食Ｇ　主幹　小野田　元　　（内線35－659）